

【 議 案 1 】

下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂
及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について

議案（１）「下関市地域公共交通網形成計画」の一部改訂及び公共交通確保維持事業に係る計画について

①「下関市地域公共交通網形成計画」の一部改訂について

路線バスや市生活バスの運行について、国の補助事業を活用するためには、今後、地域公共交通計画に補助対象系統等を位置付けることが必要となりました（地域公共交通計画と補助制度の連動化）。しかしながら、本市では現在、「地域公共交通計画」を作成中であるため、現計画である「下関市地域公共交通網形成計画」の一部改訂により対応するものです。

これについては、追補編として作成しており、次の②の「地域公共交通確保維持事業に係る計画」に関連する内容となっております。

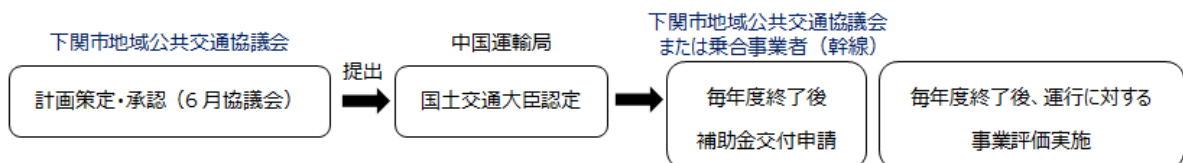
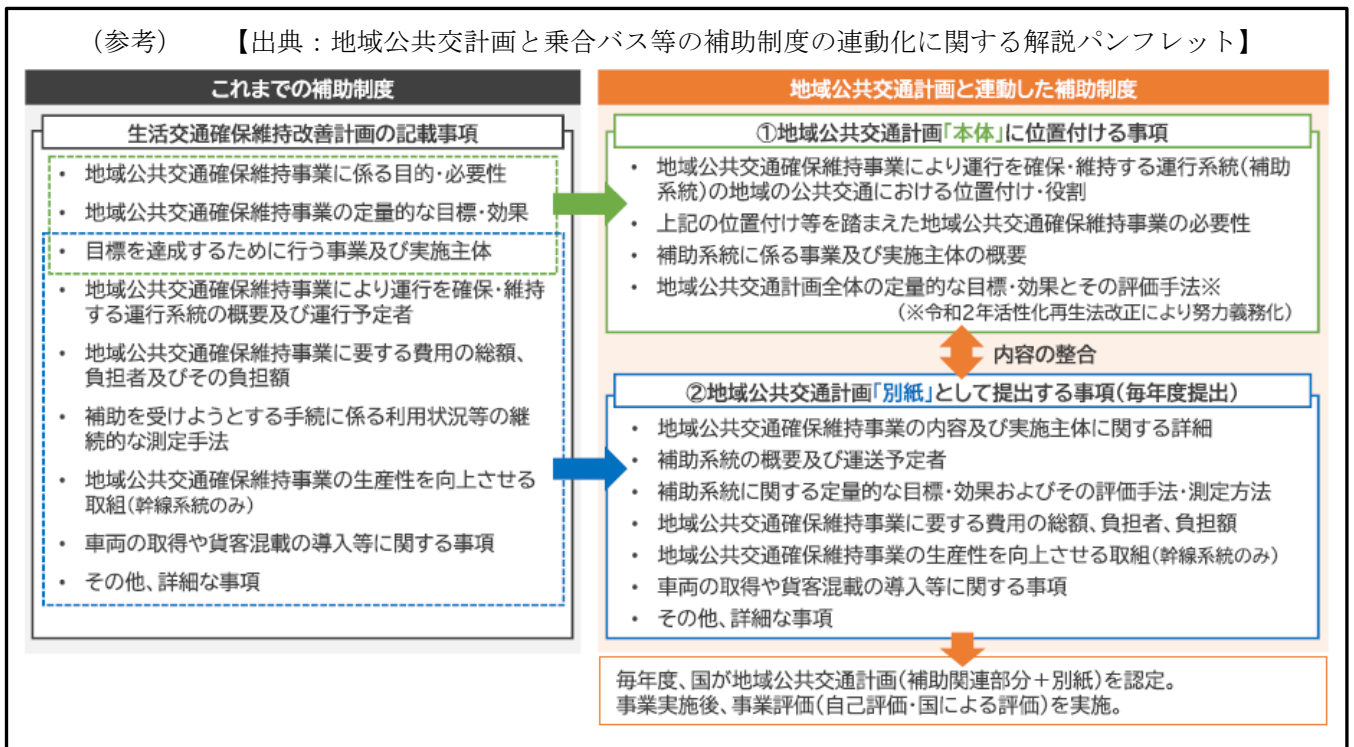
②地域公共交通確保維持事業に係る計画について

国が定める「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱」に基づく国庫補助金の申請には、当協議会で承認された「地域公共交通確保維持事業に係る計画」について、大臣認定を受ける必要があります。

このため、この計画を「地域公共交通計画（別紙）」（案）として、今回、当協議会で承認を求めるものです。

また、補助系統が複数の市町村にまたがっている場合は、関係市町と結果を共有する必要がありますので、関係市町へ情報を共有することについても、合わせて承認を求めるものです。

（参考） 【出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット】



※ 一般的な「年度」の考え方は4月～3月ですが、当補助金事業年度は、10月～9月になります。

●ご審議いただく計画書

※「地域公共交通確保維持事業に係る計画」（地域公共交通計画「別紙」）

【地域間幹線系統】

*地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者（国庫補助金の対象となる系統）：サンデン交通6系統、ブルーライン交通2系統

- サンデン交通：①下関駅～唐戸～川棚温泉
- ②下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉
- ③下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク
- ④下関駅～小月駅～大泊
- ⑤下関駅～下大野～豊田町西市
- ⑥下関駅～小月駅～美祢駅

- ブルーライン交通：①豊田町西市～美祢青嶺高校～来福台
- ②豊田町西市～平原・市立病院～来福台

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割

「下関市地域公共交通網形成計画 追補編」（地域公共交通計画「本体」）

- 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割：P 1
- 補助系統路線図：P 3

【フィーダー系統】

*地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者（国庫補助金の対象となる系統）：下関市生活バス6系統

- 豊田地域：①杵路子線 ②一の俣線 ③今出線 ④一の瀬線
- 菊川地域：⑤縦ノ木・保木線 ⑥内日・田部循環線

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割

「下関市地域公共交通網形成計画 追補編」（地域公共交通計画「本体」）

- 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割：P 1
- 補助系統路線図：P 5



下関市地域公共交通網形成計画



追補編

(「地域公共交通計画と補助制度の連動化」に伴う一部改訂)



令和6年6月



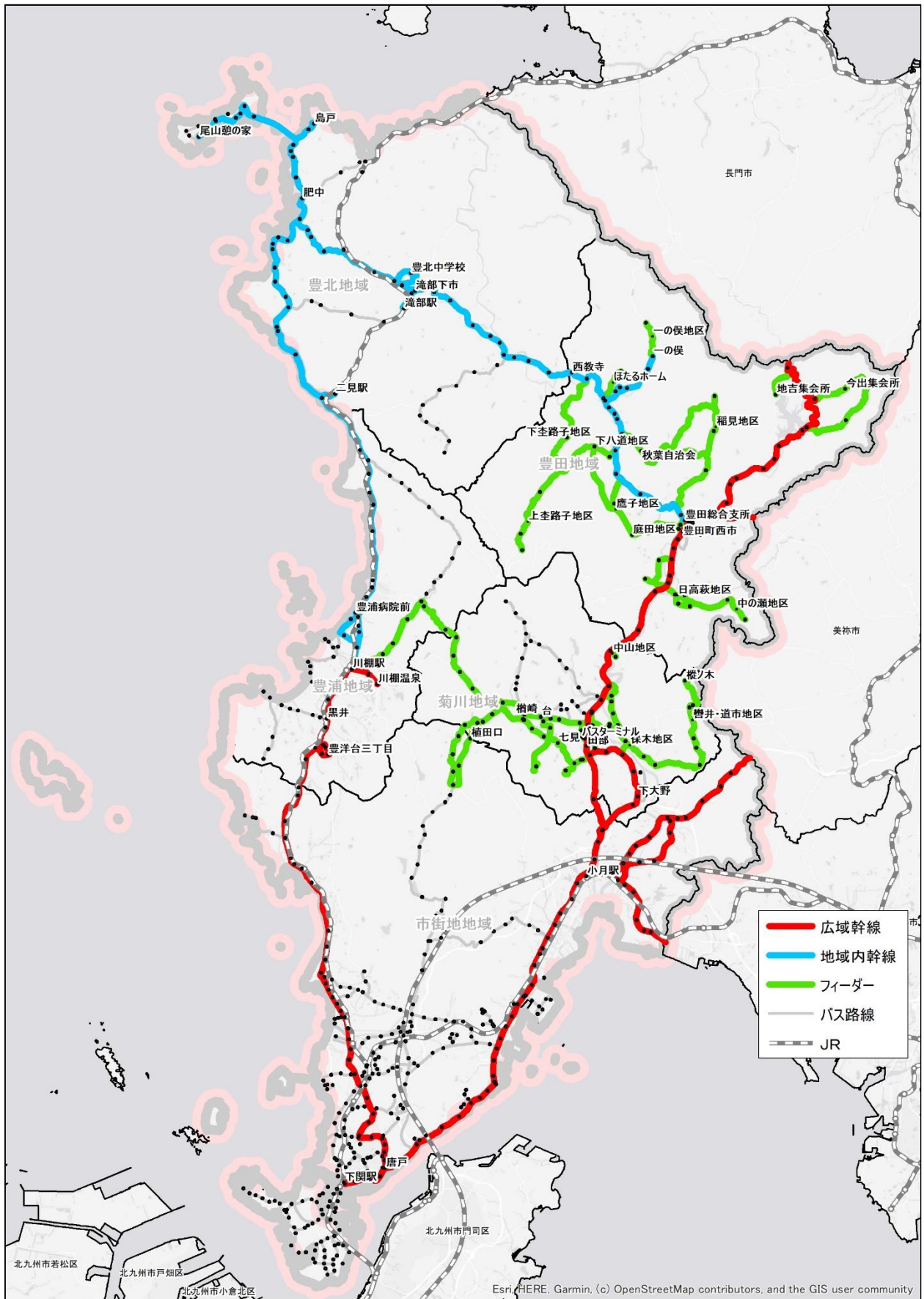
下関市

1. 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

公共交通の将来像における広域幹線、地域内幹線、地域内フィーダーの位置付け・役割を次のおり定める。

表 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

区分	位置付け・役割	連絡する拠点等	確保・維持策
広域幹線	<ul style="list-style-type: none"> 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成。 本市と周辺市町村を連絡。 	<ul style="list-style-type: none"> 下関駅 小月駅 川棚温泉駅 豊田町西市 周辺市町村 	地域公共交通確保維持事業を活用した車両取得及び地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を目指す
地域内幹線	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線軸に接続し、主に東西方向の軸を形成。 	<ul style="list-style-type: none"> 小月駅 川棚温泉駅 豊田町西市 滝部駅 	
地域内フィーダー	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅地と幹線軸を結ぶ支線。 	<ul style="list-style-type: none"> 岡枝 菊川バスターミナル 川棚温泉駅 豊田町西市 	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す



資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)

図 1 補助系統の運行路線図



資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)

図 2 補助系統の運行路線図(広域幹線)



資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)

図3 補助系統の運行路線図(地域内幹線)

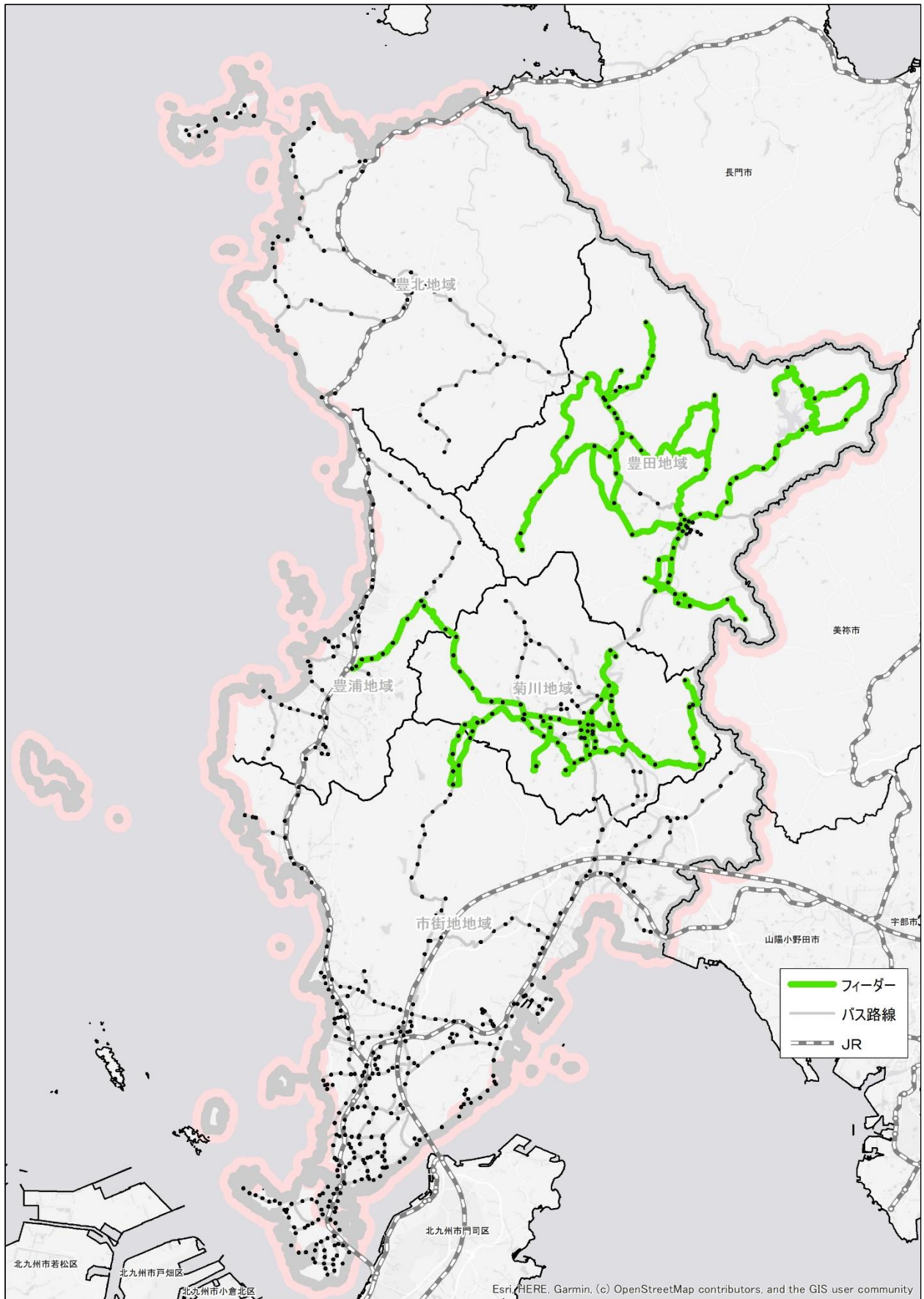


図4 補助系統の運行路線図(地域内フィーダー)

2. 補助系統の必要性

<広域幹線>

- 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成している。
- 都市拠点（下関中心部）と地域拠点（菊川、豊田、豊浦）、周辺市町村（山陽小野田市、美祢市、長門市等）を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内幹線>

- 広域幹線に接続し、本市の公共交通ネットワークの骨格となる主に東西方向の軸を形成している。
- 本市の地域拠点（豊田、豊浦、豊北）間を連絡する日常生活行動の移動を担っており、広域幹線を補完する欠かせない路線である。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内フィーダー>

- 本市の地域拠点（菊川、豊田、豊浦）を中心として、周辺住宅地と広域幹線、地域内幹線を結び支線として、日常生活行動の移動を担っている。
- 一方で、自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

3. 補助系統の運行路線

補助系統の運行路線一覧を以下に示す。

表 2 補助系統の運行路線一覧

位置づけ	起点	経過地	終点	運行会社	
広域幹線	下関駅	唐戸	川棚温泉	サンデン交通	
		豊洋台3丁目			
		小月駅・小野田駅	おのだサンパーク		
		小月駅	大泊		
		下大野	豊田町西市		
		小月駅	美祢駅		
	豊田町西市	美祢青嶺高校	来福台	ブルーライン交通	
	平原・市民病院				
地域内幹線	小月駅	小野田駅	おのだサンパーク	サンデン交通	
	豊田町西市	下大野	小月駅		
	下関駅	小月駅	依山温泉		
	小月駅	豊田町西市	大泊		
	小月駅	田部バイパス	豊田町西市		
	川棚温泉	川棚温泉	二見駅・道の駅	肥中	ブルーライン交通
			豊浦病院	肥中・島戸	
		豊田町西市	西教寺	滝部駅	
滝部駅		病院・ホーム・一の俣	豊田町西市		
フィーダー	豊田総合支所	下空路子・下八道・鷹子・庭田	上空路子	下関市 (生活バス)	
		一ノ俣・上浮石・秋葉・稲見	佐野		
		今出・台	地吉		
		日高萩	中の瀬		
	菊川バス母ミナル	中山・保木・轡井	樺ノ木		
		吉賀・檜崎・日新・植田・内日下	菊川バス母ミナル		
		吉賀・日新・内日下			
		七見・上田部・檜崎・日新・内日下			
		吉賀・檜崎・久野	川棚駅		

4. 数値目標

数値目標を以下に示す。

表3 数値目標一覧

数値目標	データ取得方法	現況値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
路線バスの 年間利用者数	バス事業者保有の乗降データ 等により毎年計測	16,646千人/年	現状維持
公共交通に係る 市の財政負担額	普通会計決算等より毎年整理	36,620万円/年	現状維持
市内路線バスの 収支差	事業者報告書、決算報告書等 の資料から毎年計測	▲112,636万円/年	1%改善

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

下地協第 37 号
令和 6 年 6 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下関市地域公共交通協議会
住 所 下関市南部町 1 番 1 号
代表者氏名 会長 杉浦 勝章

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月27日

(名称) 下関市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

下関市内の乗合バスの輸送実績は、少子化や過疎化の進行等により、利用者の減少傾向が続いている。バス利用者の減少により、事業者の経営状況が悪化し、赤字路線の廃止や運行回数の減少等利用者サービスの低下を招き、それがまたバスの利用者離れとなる悪循環が生じている。

さらに、こうした中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年以降、乗合バスの輸送人員が大きく減少しており、乗合バス事業者においては、極めて厳しい経営環境に直面する中、事業の継続に向けた取組が課題となっている。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。また、近年は過疎地域に加え、都市圏郊外においても急速に高齢化が進む中、地域の公共交通であるバス系統を維持・確保していくことが必要である。

今回、当該計画において認定申請する幹線系統は、本市の公共交通ネットワークの骨格となるものであり、日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的を担っている。

今後も、住民が安心して社会生活をおくり、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、広域的、幹線的、地域的、支線的なバス系統の確保・維持に引き続き努めることとする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・現在の生活交通路線を将来にわたって確保するためには、路線維持に係るコスト削減が最重要課題と認識している。そのためには、真に必要な運行系統であるかの検討をし、地域住民のニーズにあった効率よい運行ダイヤを作成、また、バス利用者の要望を再認識する必要がある。
- ・関係市町と協力し、住民意見や利用者のニーズを考慮して運営コストの削減に努めるとともに、利用促進面では、バスロケーションシステム、デジタルサイネージ、全国相互利用可能なICカードシステムの利用促進、学生フリー定期、ロングライフパス、一般フリー定期の利用促進に努める。また、乗車券電子決済の導入など、少しでもバス利用者の増加に結び付くよう積極的に取り組んでいく。
- ・サンデン交通においてはICカード「ニモカ」を導入済みであり、周知の徹底を図り、業務効率化に努める。
- ・系統の再編等を実施し、全体として経常収支の1%改善を目指す。
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、利用促進を図ることで、利用者数の維持を目指すとともに、公的負担も現状維持を目指す。

(下関市地域公共交通網形成計画追補編 P8参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・全国相互利用可能なＩＣカードシステムの利用促進、標準的なバス情報フォーマットによる情報提供および周知の徹底（各バス事業者） ・フリー定期券の周知、ＰＲ、スマホ定期券の導入（各バス事業者） ・適切なダイヤ、運行ルートの検討、利便性を向上させた路線再編の周知、ＰＲ（各バス事業者） ・こども 50 円バスの実施（各バス事業者） ・鉄道・路線バス等の総合時刻表の作成・配布（各市町、各バス事業者、関係事業者） ・公共交通協議会等による利用者意見の把握・反映（各市町、各バス事業者、関係事業者、関係機関、地域住民）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>表 1 のとおり。（該当系統を色づけ）</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>表 2 のとおり（該当系統を色づけ）</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート、住民ヒアリング等。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>表 4 のとおり（該当系統を色づけ）</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>別添「生産性向上の取組検討シート」（別添 1－1・別添 1－2）のとおり（該当箇所を色づけ）</p>
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<p>該当なし</p>

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(サンデン交通) <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日現在、ノンステップバス178台、乗合バス車両の総車両台数185台でノンステップ車両率92.7%。 ・車齢20年以上の車両が55台、15年～19年が61台、老朽車両は運用面において故障の発生が多く、安定した運用には不安が残る。 ・公共交通機関として住民の日常生活における移動手段の確保及び地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線を維持するには、車両の更新はとても重要である。そして、バスの利用向上には乗降のしやすいノンステップバスの導入が必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(サンデン交通) ノンステップバス保有台数比率が高まることにより、高齢者、障害者、学生及びお子様にとって、バスの乗降がスムーズになり、自家用車等を利用されていた方々がバス利用へシフトするなど、公共交通機関である乗合バスの利用促進が図られることになる。また、スムーズな乗り降りが可能であることは、車内事故の軽減に寄与するものと思われる。
(2) 事業の効果
ノンステップバスを導入を促進することにより、高齢者、障害者、学生及びお子様が利用しやすい環境となることでバスの利用促進が図られる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6、表7を添付。(該当箇所を色づけ)
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 5 年 3 月 23 日 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について
- ・ 令和 5 年 5 月 11 日 下関市地域公共交通協議会規約（案）について
下関市地域公共交通協議会の役員について
下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について
下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について
下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について
令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について
令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について
※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
- ・ 令和 5 年 6 月 30 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
- ・ 令和 5 年 8 月 4 日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について
下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
- ・ 令和 5 年 11 月 27 日 下関市地域公共交通計画について
一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について
- ・ 令和 5 年 12 月 25 日 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
- ・ 令和 6 年 2 月 21 日 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
- ・ 令和 6 年 5 月 16 日 下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について
- ・ 令和 6 年 6 月 27 日 下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について
令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について

19. 利用者等の意見の反映状況

下関市においては、地域住民の代表を加えた公共交通整備検討委員会を設置し、平成 30 年 3 月に「下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）」を策定した。

また、バス路線の再編においてパブリックコメントを実施し、合わせて過去の利用者意見等もふまえ、令和 2 年 8 月に「下関市地域公共交通再編実施計画」を策定した。

コロナ禍の影響と、原油価格をはじめとする物価高騰が続く厳しい状況の中、路線バスの運行継続のため、運行の見直し（効率化）に取り組んだが、利用者からの系統及び便数の維持を求める要望は強く、利用者が減少する中での運行の維持及び継続が大きな課題である。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）下関市南部町 1-1

（所 属）下関市都市整備部都市計画課

（氏 名）前山 孝広

（電 話）083-231-1441

（e-mail）tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	防長交通(株)	(1) 柳井駅前 ~ 光駅 ~ 徳山駅前	8,550.0千円	
		(2) 防府駅前 ~ 新南陽駅前 ~ 徳山駅前	6,981.5千円	
		(3) 柳井駅前 ~ イオン・平生 ~ 上関	6,738.5千円	
		(4) 大島駅 ~ 周防久賀 ~ 町立橋病院前	1,880.5千円	
		(5) 大島駅 ~ 大島商船・大島庁舎前・沖浦 ~ 町立橋病院前	4,540.0千円	
		(6) 徳山駅前 ~ 中央線 ~ 下松駅北口	1,102.0千円	
		(7) 徳山駅前 ~ 徳山高校前・周南団地 ~ 下松駅北口	736.0千円	
		(8) 徳山駅前 ~ 高尾団地・久米温泉口 ~ 下松駅北口	2,009.0千円	
		(9) 徳山駅前 ~ バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地 ~ ゆめプラザが熊毛	5,202.0千円	
		(10) 徳山駅前 ~ 新南陽駅・夢求の里 ~ コアプラザかの	5,028.5千円	
		(11) 徳山駅前 ~ 新南陽駅・ソレーネ・湯野 ~ 柚木河内	4,426.5千円	
		(12) 堀 ~ 中山 ~ 防府駅前	2,882.0千円	
		(13) 堀 ~ 和字 ~ 防府駅前	1,194.0千円	
		(14) 県庁前 ~ 西京橋 ~ 新山口駅	676.0千円	
		(15) スポーツの森前 ~ 西京橋 ~ 新山口駅	416.0千円	
		(16) 宮野温泉 ~ 西京橋 ~ 新山口駅	391.0千円	
		(17) 道の駅仁保の郷 ~ 宮野温泉・西京橋・県庁 ~ 新山口駅	1,019.0千円	
		(18) 県庁前 ~ 西京橋・新山口駅・長浜 ~ 秋穂荘	4,581.0千円	
		(19) 県庁前 ~ 西京橋・リハビリ・権現堂橋・山手 ~ 新山口駅	2,280.0千円	
		(20) 新山口駅 ~ 大田 ~ 東萩駅前	9,150.0千円	
		(21) 新山口駅 ~ 十文字 ~ 秋芳洞	1,909.0千円	
		(22) 萩商工高校前 ~ 萩センター・東萩駅・越ヶ浜 ~ 奈古駅前	2,931.5千円	
防長交通(株)計			74,624.0千円	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	サンデン交通(株)	(1) 下関駅～唐戸～川棚温泉	10,511.5千円	
		(2) 下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	10,267.5千円	
		(3) 下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	10,140.0千円	
		(4) 下関駅～小月駅～大泊	19,349.5千円	
		(5) 下関駅～下大野～豊田町西市	18,008.0千円	
		(6) 下関駅～小月駅～美祿駅	16,648.0千円	
サンデン交通(株)計			84,924.0千円	
山口県	船木鉄道(株)	(1) 船木 - 労災病院 - サンパーク - 本山岬	2,452.0千円	
		(2) 船木 - 宇部駅 - 宇部市役所	4,397.0千円	
		(3) 厚狭駅 - 労災病院 - サンパーク - 宇部中央	4,016.0千円	
船木鉄道(株)計			10,865.0千円	
山口県	宇部市交通局	(1) 宇部新川駅 ～ 山口宇部道路 ～ 新山口駅	5,652.5千円	
		(2) 宇部新川駅 ～ 東岐波商業団地前・サンパークあじす ～ 新山口駅	11,600.0千円	
		(3) 宇部新川駅 ～ 今村 ～ サンパークあじす	2,511.0千円	
		(4) 宇部新川駅 ～ 山口宇部医療センター・ミスターマックス宇部店 ～ サンパークあじす	6,652.0千円	
		(5) 小野田営業所 ～ 大学病院前 常盤町二丁目	3,211.0千円	
		(6) 西ヶ丘入口 ～ ゆめタウン宇部 ～ 日赤前	1,847.5千円	
宇部市交通局計			31,474.0千円	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	石見交通(株)	(1) 石見交通本社前～広島新幹線口	1,993.0千円	
		(2) 医光寺前～日赤・田万川温泉～江崎港	1,034.5千円	
石見交通(株)計				
山口県	中国ジェイアールバス(株)	(1) 山口駅～昭和町・ゆめタウン山口～防府駅	3,653.5千円	
		(2) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～中尾口	7,609.5千円	
		(3) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～山口大学	27,233.5千円	
		(4) 山口駅～県庁・野田・明倫センター～東萩駅	10,376.5千円	
中国ジェイアールバス(株)計				
山口県	ブルーライン交通(株)	(1) 豊田町西市～美祢青嶺高校～来福台	5,922.5千円	1
		(2) 豊田町西市～平原・市立病院～来福台	2,917.0千円	1
ブルーライン交通(株)計			8,839.0千円	
県計			262,626.0千円	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業名		サンデン交通株式会社				
1. 申請事業者の概要						
補助対象期間の (基準期間)の損益状況	営業収益	1,605,021 千円	営業外収益	13,316 千円	経常収益(イ)	1,621,337 千円
	営業費用	2,475,609 千円	営業外費用	19,024 千円	経常費用(ロ)	2,497,633 千円
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円	経常損益	△ 876,296 千円
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	km	6,034,104.7			経常収支率	64.91 %
集合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,525,942 千円	営業外収益	12,713 千円	経常収益(イ)	1,539,656 千円
	営業費用	2,482,387 千円	営業外費用	21,529 千円	経常費用(ロ)	2,503,927 千円
	営業損益	△ 956,445 千円	営業外損益	△ 8,816 千円	経常損益	△ 964,271 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km	6,344,011.7			経常収支率	61.49 %
集合バス事業						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,484,966 千円	営業外収益	15,069 千円	経常収益(イ)	1,500,036 千円
	営業費用	2,629,852 千円	営業外費用	31,184 千円	経常費用(ロ)	2,661,036 千円
	営業損益	△ 1,144,886 千円	営業外損益	△ 16,115 千円	経常損益	△ 1,161,000 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	7,745,561.9			経常収支率	56.37 %
補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用						
補助アロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	343円37銭	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	394円59銭	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	413円91銭
山陽	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。						
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益						
補助アロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=二	地域キロ当たり 標準経常費用 水	キロ当たり経常費用 二の内のいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト		
山陽	383円99銭	409円53銭	383円99銭	242円69銭	円 銭	円 銭
3. 旅客運賃の上乗率算認可状況						
補助アロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要明別表 2(注)4.の適用割合 ア	改定率 コ		
山陽	令和 年月日	基準期間の 年度	年度 /3	%		
	令和 年月日	基準期間の 年度	年度 /3	%		
	令和 年月日	基準期間の 年度	年度 /3	%		

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プログラム名	特 別 措置	運行系統		計画運行回数 ()	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通計画事業を実施する区間におけるキロ程との比率	補助プログラム外乗入部分のキロ程		同一補助プログラム施設費が乗入部分のキロ程	他路線との割合 乗入部分に係るキロ程	補助プログラム外乗入部分、同一補助プログラム施設費が乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率
		起点	終点				往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km			
山陽 第1号		北瀬線	下関駅	戸戸	川柳温泉	23725 (6.5)	回	往279Km 復279Km	279Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100.000%
山陽 第2号		北瀬線	下関駅	豊台台 三ノ目	川柳温泉	20075 (5.5)	回	往298Km 復298Km	298Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100.000%
山陽 第3号		山陽 面線	下関駅	小戸野 小野ノパーク	萩のどろ パーク	38500 (10.0)	回	往392Km 復392Km	392Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	49.234%
山陽 第4号		山陽線	下関駅	小月駅	大治	23725 (6.5)	回	往767Km 復767Km	767Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100.000%
山陽 第5号		下関・ 豊田線	下関駅	豊田町 西市	豊田町 西市	31025 (8.5)	回	往374Km 復374Km	374Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100.000%
山陽 第6号		美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅	27375 (7.5)	回	往437Km 復437Km	437Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100.000%
合計		計16 系統						往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	

補助プログラム名	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	基準期間の前々年度				基準期間の前年度				補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額		
				経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ								補助対象系統 の乗車走行 キロ マ	経常収益 ヤ
山陽 第1号	132,385.5	50,834,708	円	211円96銭	182,489.6	円	141,899.4	円	142,438.1	円	209円0銭	28,059.107	円	22,775.601	円	22,875.618	円	22,775.601	円	
山陽 第2号	118,844.0	45,834,907	円	210円21銭	24,684,496	円	23,587,375	円	26,488,065	円	222円86銭	24,982.198	円	20,682.709	円	20,535.708	円	20,535.708	円	
山陽 第3号	297,986.0	114,423,644	円	187円84銭	79,728.2	円	390,853.2	円	324,723.4	円	189円56銭	55,973.681	円	58,449.953	円	51,490.639	円	51,490.639	円	
山陽 第4号	363,941.5	139,749,896	円	131円39銭	51,027,448	円	130,052.6	円	48,114,937	円	122円95銭	47,819.274	円	91,931.622	円	62,887.453	円	62,887.453	円	
山陽 第5号	232,067.0	89,111,407	円	228円76銭	40,760,677	円	187,141.4	円	59,818,253	円	246円75銭	53,094.609	円	36,016.798	円	40,100.133	円	36,016.798	円	
山陽 第6号	240,863.5	92,488,175	円	196円38銭	31,724,454	円	255,848.6	円	44,830,392	円	187円12銭	37,666.235	円	54,822.940	円	41,620.128	円	41,620.128	円	
合計	1,386,087.5	522,243,737	円	199,700.346	199,700.346	円	1,225,445.5	円	212,427.185	円	270,548.837	円	247,594.114	円	284,949.623	円	239,509.681	円	239,509.681	円

補助プログラム名	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	補助対象経費用の免状額	市町村		その他の者		事業者自己負担	「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合				
山陽 第1号	22,775.601	円	21,023.632	円	1,752.000	円	14.2	%	601	円	%
山陽 第2号	20,535.708	円	20,935	円	10,267.500	円	1.1	%	709	円	%
山陽 第3号	25,350.901	円	20,280	円	10,140.000	円	79.0	%	953	円	%
山陽 第4号	62,887.453	円	38,699	円	18,349.500	円	73.3	%	622	円	%
山陽 第5号	36,016.798	円	38,016	円	18,008.000	円	0.0	%	798	円	%
山陽 第6号	41,620.128	円	33,296	円	16,648.000	円	56.3	%	940	円	%
合計	206,186.589	円	113,300.626	円	84,924.000	円	57.4	%	4823	円	%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業名	サンデン交通株式会社						
1. 申請事業者の概要							
補助対象期間の (基準期間)の損益状況	営業収益	1,605,021 千円	営業外収益	13,316 千円	経常収益(イ)	1,621,337 千円	
	営業費用	2,475,609 千円	営業外費用	19,024 千円	経常費用(ロ)	2,497,633 千円	
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円	経常損益	△ 876,296 千円	
補助対象期間の 実車走行キロ(ハ)	6,034,104.7 km				経常収支率	64.91 %	
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益							
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	1,525,942 千円	営業外収益	12,713 千円	経常収益(イ)	1,539,656 千円	
	営業費用	2,482,387 千円	営業外費用	21,529 千円	経常費用(ロ)	2,503,927 千円	
	営業損益	△ 956,445 千円	営業外損益	△ 8,816 千円	経常損益	△ 964,271 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	6,344,011.7 km				経常収支率	61.49 %	
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	1,484,966 千円	営業外収益	15,069 千円	経常収益(イ)	1,500,036 千円	
	営業費用	2,629,852 千円	営業外費用	31,184 千円	経常費用(ロ)	2,661,036 千円	
	営業損益	△ 1,144,886 千円	営業外損益	△ 16,115 千円	経常損益	△ 1,161,000 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	7,745,561.9 km				経常収支率	56.37 %	
3. 旅客運賃の上乗率算認可状況							
補助アロック名	山陽	補助対象事業者の実車走行キロ(ハ)当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	363円99銭 円 銭	補助対象事業者の実車走行キロ(ハ)当り経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	413円91銭 円 銭	補助対象事業者の実車走行キロ(ハ)当り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	413円91銭 円 銭
補助アロック名	山陽	地域キロ当たり 標準経常費用 水	409円53銭 円 銭	キロ当たり経常費用 ニとのいずれか少ない値 ハ	383円99銭 円 銭	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト	242円69銭 円 銭
補助アロック名	山陽	認可日	令和 年 月 日	認可を受けた補助対象期間 2(注)4.の適用割合 フ	令和 年 月 日	改定率 コ	%
		令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	令和 年 月 日	基準期間の 年度	%
		令和 年 月 日	基準期間の 年度	フ	令和 年 月 日	基準期間の 年度	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プログラム 申請 番号 名	特 種 測 定 系 統 名	運行系統		計画 運行 回数 ()	計画 輸送量 ②	①×② =③	システムキロ程	地域公共交通再編事業を実施す る区画におけるキロ程との比率	補助プログラム外 乗入部分のキロ程	同一補助プロ グラム外乗入 部分のキロ程	他路線との割合 乗入部分に係るキロ程	補助プログラム 外乗入部分、 同一補助 プログラム 内乗入部分 及び他路線 との割合部分 以外のキロ程の 比率	
		起点	終点										
山陽 第1号	北海線	下関駅	唐戸	川柳温泉	23725 (6.5)	4.8 31.2	往279Km 復279Km	279Km	往279Km 復279Km	往279Km 復279Km	往279Km 復279Km	往279Km 復279Km	100.000%
山陽 第2号	北海線	下関駅	豊井台 三丁目	川柳温泉	20075 (5.5)	5.1 28.0	往298Km 復298Km	298Km	往298Km 復298Km	往298Km 復298Km	往298Km 復298Km	往298Km 復298Km	100.000%
山陽 第3号	山陽 国道線	下関駅	小月駅・小野 のたす なバー	田楽	36500 (10.0)	4.4 44.0	往392Km 復392Km	392Km	往392Km 復392Km	往392Km 復392Km	往392Km 復392Km	往392Km 復392Km	48.234%
山陽 第4号	山陽線・ 下関駅	下関駅	小月駅	大治	23725 (6.5)	3.2 20.8	往767Km 復767Km	767Km	往767Km 復767Km	往767Km 復767Km	往767Km 復767Km	往767Km 復767Km	100.000%
山陽 第5号	山陽線・ 豊田線	下関駅	下木野	豊田町 西市	31025 (8.5)	5.9 50.1	往382Km 復382Km	382Km	往382Km 復382Km	往382Km 復382Km	往382Km 復382Km	往382Km 復382Km	100.000%
山陽 第6号	山陽線・ 美祿線	下関駅	小月駅	美祿駅	27875 (7.5)	4.3 32.2	往437Km 復437Km	437Km	往437Km 復437Km	往437Km 復437Km	往437Km 復437Km	往437Km 復437Km	100.000%
合計	計16 系統												

補助プログラム 申請 番号 名	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	基準期間の前々年度				基準期間の前年度				補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ
			経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ/マ=d	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ/マ=e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ					
山陽 第1号	132,385.5 Km	50,834,708 円	211 99 回	182,488.6 km	29,104,396 円	205 円10 回	29,770,367 円	142,438.1 km	209 円0 回	28,059.107 円	22,775,801 円	22,875,618 円	22,775,601 円		
山陽 第2号	118,844.0 Km	45,634,907 円	210 21 回	118,518.4 km	23,587,375 円	199 円31 回	26,458,005 円	118,720.0 km	222 円86 回	24,982.198 円	20,652,709 円	20,535,708 円	20,535,708 円		
山陽 第3号	297,980.0 Km	114,423,644 円	181 84 回	79,726.2 km	16,702,607 円	179 円94 回	38,472,432 円	324,723.4 km	169 円56 回	55,973,601 円	58,448,953 円	51,490,639 円	51,490,639 円		
山陽 第4号	363,941.5 Km	130,749,896 円	131 39 回	390,852.2 km	54,905,455 円	140 円72 回	48,114,937 円	478,113.8 km	122 円95 回	47,818,274 円	91,931,822 円	62,887,453 円	62,887,453 円		
山陽 第5号	232,067.0 Km	89,111,407 円	228 79 回	217,807.5 km	50,316,988 円	189 円21 回	59,818,253 円	242,424.4 km	246 円75 回	53,094,609 円	36,016,798 円	40,100,133 円	36,016,798 円		
山陽 第6号	240,863.5 Km	92,489,175 円	186 38 回	255,948.6 km	37,810,384 円	158 円09 回	44,830,392 円	239,577.2 km	187 円12 回	37,662,235 円	54,822,940 円	41,620,128 円	41,620,128 円		
合計	1,386,087.5 Km	582,243,737 円	1,225,445.5 km	212,427,185 円	1,181,544.4 km	270,548,837 円	1,459,188.9 km	2,705,483.37 円	2,475,964.114 km	2,846,948.923 円	2,391,509,681 円	2,391,509,681 円			

補助プログラム 申請 番号 名	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象系統のキロ当たり経常収益		補助対象系統のキロ当たり経常収益		補助対象系統のキロ当たり経常収益		補助対象系統のキロ当たり経常収益		補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ	補助対象 キロ程 の長さ
			経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ/マ=d	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ/マ=e	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ				
山陽 第1号	132,385.5 Km	50,834,708 円	211 99 回	182,488.6 km	29,104,396 円	205 円10 回	29,770,367 円	142,438.1 km	209 円0 回	28,059.107 円	22,775,801 円	22,875,618 円	22,775,601 円	
山陽 第2号	118,844.0 Km	45,634,907 円	210 21 回	118,518.4 km	23,587,375 円	199 円31 回	26,458,005 円	118,720.0 km	222 円86 回	24,982.198 円	20,652,709 円	20,535,708 円	20,535,708 円	
山陽 第3号	297,980.0 Km	114,423,644 円	181 84 回	79,726.2 km	16,702,607 円	179 円94 回	38,472,432 円	324,723.4 km	169 円56 回	55,973,601 円	58,448,953 円	51,490,639 円	51,490,639 円	
山陽 第4号	363,941.5 Km	130,749,896 円	131 39 回	390,852.2 km	54,905,455 円	140 円72 回	48,114,937 円	478,113.8 km	122 円95 回	47,818,274 円	91,931,822 円	62,887,453 円	62,887,453 円	
山陽 第5号	232,067.0 Km	89,111,407 円	228 79 回	217,807.5 km	50,316,988 円	189 円21 回	59,818,253 円	242,424.4 km	246 円75 回	53,094,609 円	36,016,798 円	40,100,133 円	36,016,798 円	
山陽 第6号	240,863.5 Km	92,489,175 円	186 38 回	255,948.6 km	37,810,384 円	158 円09 回	44,830,392 円	239,577.2 km	187 円12 回	37,662,235 円	54,822,940 円	41,620,128 円	41,620,128 円	
合計	1,386,087.5 Km	582,243,737 円	1,225,445.5 km	212,427,185 円	1,181,544.4 km	270,548,837 円	1,459,188.9 km	2,705,483.37 円	2,475,964.114 km	2,846,948.923 円	2,391,509,681 円	2,391,509,681 円		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業名	サンデン交通株式会社			
1. 申請事業者の概要				
補助対象期間の (基準期間)の損益状況	集合バス事業			
	営業収益	1,605,021 千円	営業外収益	13,316 千円
	営業費用	2,475,609 千円	営業外費用	19,024 千円
	営業損益	△ 870,588 千円	営業外損益	△ 5,708 千円
	6,034,104.7 km		経常収益	1,621,337 千円
			経常費用(口)	2,497,633 千円
			経常損益	△ 876,296 千円
			経常収支率	64.91 %
基準期間の前年度の 損益状況				
	営業収益	1,525,942 千円	営業外収益	12,713 千円
	営業費用	2,482,387 千円	営業外費用(口)	21,529 千円
	営業損益	△ 955,455 千円	営業外損益	△ 8,816 千円
	6,344,011.7 km		経常収益	1,539,656 千円
			経常費用(口)	2,503,927 千円
			経常損益	△ 964,271 千円
			経常収支率	61.49 %
基準期間の前々年度の 損益状況				
	営業収益	1,484,966 千円	営業外収益	15,069 千円
	営業費用	2,629,852 千円	営業外費用	31,184 千円
	営業損益	△ 1,144,886 千円	営業外損益	△ 16,115 千円
	7,745,561.9 km		経常収益(イ)	1,500,036 千円
			経常費用(ロ)	2,661,036 千円
			経常損益	△ 1,161,000 千円
			経常収支率	56.37 %
(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける乗車走行キロ当り経常費用)				
補助アロック名	補助対象事業者の乗車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の乗車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の乗車走行キロ当り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	補助対象事業者の乗車走行キロ当り経常費用 (イ÷ハ)×100
山陽	343円37銭 円 銭	394円59銭 円 銭	413円91銭 円 銭	
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。				
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益				
補助アロック名	補助対象事業者の乗車走行キロ当り経常費用 (a+b+c)÷3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 二	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 △	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
山陽	383円99銭 円 銭	409円53銭 円 銭	383円99銭 円 銭	242円69銭 円 銭
3. 旅客運賃の上乗率算認可状況				
補助アロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間 (注)注14.の適用割合	乗車運賃 改定率 %	
山陽	令和 年 月 日	基準期間の 年度 /3	3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度 /3	3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度 /3	3	%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 プールライン交通株式会社

令和7年度
R8年度、R9年度については、
令和7年度事業から
変更がないため省略

1. 申請事業者の概要

申請事業者の概要		集合バス事業		集合バス事業		集合バス事業	
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	34,719千円 営業外収益 1,156千円 営業外費用 △ 207,467千円 営業外損益	4,217千円 経常収益(イ) 1,386千円 経常費用(ロ) 3,061千円 経常損益	38,936千円 243,342千円 △ 204,406千円 16.00%	35,737千円 営業外収益 246,365千円 営業外費用 △ 210,628千円 営業外損益	4,181千円 経常収益(イ) 1,386千円 経常費用(ロ) 2,765千円 経常損益	39,918千円 247,761千円 △ 207,843千円 16.11%	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,088,047.7 km						
基準期間の前年度の 損益状況	35,737千円 営業外収益 246,365千円 営業外費用 △ 210,628千円 営業外損益	4,181千円 経常収益(イ) 1,386千円 経常費用(ロ) 2,765千円 経常損益	39,918千円 247,761千円 △ 207,843千円 16.11%				
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,054,722.3 km						
基準期間の前々年度の 損益状況	38,886千円 営業外収益 241,262千円 営業外費用 △ 202,376千円 営業外損益	6,082千円 経常収益(イ) 1,549千円 経常費用(ロ) 4,513千円 経常損益	44,948千円 242,811千円 △ 197,863千円 18.51%				
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,143.5 km						

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用)

補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	224円79銭	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	241円39銭
補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	234円90銭	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	241円39銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	山陽	地味キロ当たり 標準経常費用 本	キロ当たり経常費用 キロ代のいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の差 二ー一へニケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハニト
補助プロック名	山陽	233円69銭	233円69銭	0円00銭	38円62銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助プロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別 表2(注)7.4.の適用 割合	改定率 コ
山陽	令和	年度	1/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロ ジェクト 番号 名	特 別 措 置	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通連携事業を実施す る区間におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通連携事業を実施 する区間におけるキロ程との比率	補助プロジェクト外 乗入部分のキロ程		同一補助プロ ジェクト外 乗入部分のキロ程		他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	補助プロジェクト 外乗入部分、 同一補助プロ ジェクト外 乗入部分 及び他路線と の割合部分以 外のキロ程の 比率
		運行 系統 名	主要な 経路							往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	(平均)			
山陽	1	山陽 美祿線	美祿 青柳高牧	2555.0回 (7.0)	0.9	6.3人	22.1 km 22.1 km	%	%	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	(平均)	%	100.000%
山陽	1	山陽 美祿線	平原 市立病院	1095.0回 (3.0)	1.0	3.0人	25.4 km 25.4 km	%	%	往 . Km 復 . Km	(平均)	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	(平均)	%	100.000%
合計		計2 系統					往 . Km 復 . Km			往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km			

補助プロ ジェクト 番号 名	特 別 措 置	補助対象 乗入部分及び同 一補助プロ ジェクト外 乗入部分のキロ 程の比率	補助対象 経費 の戻込額	補助対象経費 の限度額	計画平均 乗車密度 が8人未満 の路線	計画 輸送量	系統キロ程	3カ年平均		基準期間の前年度		基準期間		補助対象 経費 の戻込額				
								補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ	補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ	補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ		補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ		
山陽	1	112,639.0 km	26,322,607 円	38 円/27 銭	38 円/27 銭	38 円/27 銭	150,672.0 km	41 円/32 銭	150,672.0 km	41 円/32 銭	148,771.6 km	37 円/48 銭	150,673.4 km	5,426,497 円	5,426,497 円	150,673.4 km	36 円/01 銭	4,310,695 円
山陽	1	55,480.0 km	12,965,121 円	38 円/27 銭	38 円/27 銭	38 円/27 銭	150,672.0 km	41 円/32 銭	150,672.0 km	41 円/32 銭	148,771.6 km	37 円/48 銭	150,673.4 km	5,426,497 円	5,426,497 円	150,673.4 km	36 円/01 銭	2,123,220 円
合計		168,119.0 km	39,287,728 円				301,344.0 km	12,451.56 円	301,344.0 km	12,451.56 円	299,543.2 km	10,852,994 円	301,346.8 km	10,852,994 円	301,346.8 km			6,433,915 円

補助プロ ジェクト 番号 名	特 別 措 置	補助対象 経費 の戻込額	補助対象経費 の限度額	計画平均 乗車密度 が8人未満 の路線	計画 輸送量	系統キロ程	3カ年平均		基準期間の前年度		基準期間		補助対象 経費 の戻込額					
							補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ	補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ	補助対象 経費 の戻込額	乗車走行 キロ マ						
山陽	1	22,011,912 円	11,845,173 円	0 円	11,845,173 円	0 円	11,845,173 円	0 円	11,845,173 円	0 円	11,845,173 円	0 円	11,845,173 円	16,089,412 円	16,089,412 円	16,089,412 円	16,089,412 円	16,089,412 円
山陽	1	10,841,901 円	5,834,304 円	0 円	5,834,304 円	0 円	5,834,304 円	0 円	5,834,304 円	0 円	5,834,304 円	0 円	5,834,304 円	7,924,901 円	7,924,901 円	7,924,901 円	7,924,901 円	7,924,901 円
合計		32,853,813 円	17,679,477 円	0 円	17,679,477 円	0 円	17,679,477 円	0 円	17,679,477 円	0 円	17,679,477 円	0 円	17,679,477 円	24,014,313 円	24,014,313 円	24,014,313 円	24,014,313 円	24,014,313 円

補助プロ ジェクト 番号 名	特 別 措 置	市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
山陽	1	36.8%	10,166,000 円	63.1%	912 円	0.0%	0.0%	
山陽	1	36.8%	5,007,000 円	63.1%	901 円	0.0%	0.0%	
合計		36.8%	15,173,000 円	63.1%	1,813 円	0.0%	0.0%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由	
山口県	岩国地域	岩国市(旧錦町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	柳井地域	周防大島町(旧大島町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	柳井地域	周防大島町(旧橋町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	山口・防府地域	山口市(旧小郡町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	山口・防府地域	山口市(旧阿東町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	宇部・小野田地域	山陽小野田市(旧山陽町)	高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	下関地域	下関市(旧豊浦町)	総合病院等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	
	下関地域	下関市(旧豊田町)	総合病院・高等学校等があり、広域行政圏の中心市町村に準ずるものと認められる。	

令和7年度地域間幹線系統における生産性向上の取組一覧(見込み)

番号 全社	バス事業者名	路線名	起点	経路地	終点	生産性向上の取組						R6収支内訳(千円)		収支率 (%)現状	R6改善率 (%計画)	
						R7の取組① (実施主体)	実施時期	R7の取組② (実施主体)	実施時期	R7の取組③ (実施主体)	実施時期	R7の取組④ (実施主体)	実施時期			収入額
1	防長交通(株)	御井駅前・徳山駅前	御井駅前	伏見駅	徳山駅前								36.1%	26,422	73,100	1.0%
2	防長交通(株)	防府駅前・徳山駅前	防府駅前	新南陽駅	徳山駅前								53.1%	22,665	42,610	1.0%
3	防長交通(株)	御井駅前・上関	御井駅前	イオン・平生	上関								51.5%	32,216	62,448	1.0%
4	防長交通(株)	大島駅・町立橋立駅前	大島駅	周防久賀	町立橋立駅前								48.3%	12,985	26,885	1.0%
5	防長交通(株)	大島駅・町立橋立駅前	大島駅	大島駅前・大島行番前・沖浦	町立橋立駅前								44.1%	22,537	51,038	1.0%
6	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	中央線	下松駅北口								88.5%	32,443	36,222	1.0%
7	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	ハイパス	下松駅北口								93.5%	26,416	28,222	1.0%
8	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	徳山駅前	高麗団地・久米温泉口	下松駅北口								88.3%	21,612	24,189	1.0%
9	防長交通(株)	徳山駅前・ゆめプラザ無毛	徳山駅前	ハイパス・記念病院・夢ヶ丘団地	ゆめプラザ無毛								54.3%	20,239	37,216	1.0%
10	防長交通(株)	徳山駅前・コアプラザかの	徳山駅前	新南陽駅・夢求の里	コアプラザかの								45.4%	29,204	64,209	1.0%
11	防長交通(株)	徳山駅前・徳山駅前	徳山駅前	新南陽駅・ソレーネ・湯野	徳山駅前								64.4%	27,830	43,181	1.0%
12	防長交通(株)	徳山駅前・徳山駅前	徳山駅前	中山	徳山駅前								54.5%	24,122	44,255	1.0%
13	防長交通(株)	徳山駅前・徳山駅前	徳山駅前	和字	防府駅前								45.6%	9,473	20,782	1.0%
14	防長交通(株)	徳山駅前・新山口駅	徳山駅前	西京橋	新山口駅								82.6%	33,674	40,787	1.0%
15	防長交通(株)	徳山駅前・新山口駅	徳山駅前	西京橋	新山口駅								73.0%	11,003	15,068	1.0%
16	防長交通(株)	徳山駅前・新山口駅	徳山駅前	西野温泉	新山口駅								81.1%	12,031	14,818	1.0%
17	防長交通(株)	徳山駅前・道の駅に保の郷	新山口駅	徳山駅前・西京橋・西野温泉	道の駅に保の郷								85.5%	21,208	24,675	1.0%
18	防長交通(株)	徳山駅前・秋穂庄	徳山駅前	西京橋・新山口駅・長浜	秋穂庄								68.8%	34,383	50,224	1.0%
19	防長交通(株)	徳山駅前・新山口駅	徳山駅前	西京橋・小北・権助堂橋・山手	新山口駅								61.2%	18,713	30,556	1.0%
20	防長交通(株)	徳山駅前・東萩駅前	新山口駅	大田	東萩駅前								46.2%	41,678	90,101	1.0%
21	防長交通(株)	徳山駅前・秋芳湖	新山口駅	十文字	秋芳湖								32.1%	12,134	37,759	1.0%
22	防長交通(株)	徳山駅前・徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前・東萩駅前	徳山駅前								43.8%	15,062	34,294	1.0%
23	サンデン交通(株)	北海線	下関駅	下関駅	川棚温泉								59.4%	29,770	58,956	1.0%
24	サンデン交通(株)	北海線	下関駅	御井三丁目	川棚温泉								53.8%	26,458	49,139	1.0%
25	サンデン交通(株)	山陽道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのたかセンター								45.7%	61,556	134,406	1.0%
26	サンデン交通(株)	山陽道線(車)	下関駅	小月駅	大泊								29.7%	48,115	161,988	1.0%
27	サンデン交通(株)	下関・湯田線	下関駅	下大野	湯田駅前								59.6%	59,818	100,341	1.0%
28	サンデン交通(株)	美祇線	下関駅	小月駅	美祇駅								45.2%	44,830	99,183	1.0%
31	船木鉄道(株)	本山線	船木	本山	本山								31.4%	13,725	43,888	1.0%
32	船木鉄道(株)	摩玖線	摩玖駅	摩玖	宇部中央								48.2%	21,899	45,865	1.0%
33	船木鉄道(株)	宇部線	船木	宇部	宇部市役所								40.2%	17,487	43,473	1.0%
34	宇部市交通局	新山口線(特急)	宇部新川駅	特急)山口宇部連絡	新山口駅								56.0%	28,748	51,334	1.0%
35	宇部市交通局	新山口線	宇部新川駅	東萩線・徳山線・サンバーシティ	新山口駅								77.8%	64,633	83,682	1.0%
36	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	令村	サンバーシティ								82.4%	17,711	21,487	1.0%
37	宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	山口新線・サンバーシティ	サンバーシティ								63.7%	29,772	46,727	1.0%
38	宇部市交通局	小野田線	小野田駅前	大野田駅前	常盤町二丁目								48.1%	14,431	29,888	1.0%
39	宇部市交通局	西ヶ丘五赤線	西ヶ丘入口	ゆめタウン宇部	日守前								46.8%	9,430	19,424	1.0%
29	石見交通(株)	広庄	石見交通本社前	高津川号	高津川駅前								68.1%	106,589	147,475	1.0%
30	石見交通(株)	小浜江崎	石光寺前	日赤・温泉	江崎渡(須佐駅前)								52.1%	15,072	28,880	1.0%
40	防長交通(株)	防長線(D4)	山口駅	徳山駅・ゆめタウン山口	防府駅前								43.8%	11,538	26,341	1.5%
41	防長交通(株)	防長線(D77)	防府駅前	ゆめタウン山口・東行・湯田温泉	中野口								42.4%	20,408	48,026	1.4%
42	防長交通(株)	防長線(D09)	防府駅前	ゆめタウン山口・東行・湯田温泉	山口大学								54.7%	95,761	171,219	1.8%
43	防長交通(株)	防長線(D127)	山口駅	徳山駅・野田・明輪センター	東萩駅前								24.6%	36,817	149,818	1.2%
40	フリーライン交通(株)	徳田・美祇線	徳田市西町	徳田市南高校	徳田								14.9%	3,435	24,989	1.0%
42	フリーライン交通(株)	徳田・美祇線	徳田市西町	平野・市立病院	徳田								14.9%	1,791	12,003	1.0%

別添1-1

番号	全社	バス事業者名	路線名	起点	経路地	終点	生産性向上の取組						R6収支内訳(千円)		収支率 (%)現状	R6改善率 (%計画)
							R7の取組① (実施主体)	実施時期	R7の取組② (実施主体)	実施時期	R7の取組③ (実施主体)	実施時期	R7の取組④ (実施主体)	実施時期		
23		サンデン交通(株)	北海線	下関駅	下関駅	川棚温泉							59.4%	29,770	58,956	1.0%
24		サンデン交通(株)	北海線	下関駅	御井三丁目	川棚温泉							53.8%	26,458	49,139	1.0%
25		サンデン交通(株)	山陽道線	下関駅	小月駅・小野田駅	おのたかセンター							45.7%	61,556	134,406	1.0%
26		サンデン交通(株)	山陽道線(車)	下関駅	小月駅	大泊							29.7%	48,115	161,988	1.0%
27		サンデン交通(株)	下関・湯田線	下関駅	下大野	湯田駅前							59.6%	59,818	100,341	1.0%
28		サンデン交通(株)	美祇線	下関駅	小月駅	美祇駅							45.2%	44,830	99,183	1.0%
31		船木鉄道(株)	本山線	船木	本山	本山							31.4%	13,725	43,888	1.0%
32		船木鉄道(株)	摩玖線	摩玖駅	摩玖	宇部中央							48.2%	21,899	45,865	1.0%
33		船木鉄道(株)	宇部線	船木	宇部	宇部市役所							40.2%	17,487	43,473	1.0%
34		宇部市交通局	新山口線(特急)	宇部新川駅	特急)山口宇部連絡	新山口駅							56.0%	28,748	51,334	1.0%
35		宇部市交通局	新山口線	宇部新川駅	東萩線・徳山線・サンバーシティ	新山口駅							77.8%	64,633	83,682	1.0%
36		宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	令村	サンバーシティ							82.4%	17,711	21,487	1.0%
37		宇部市交通局	阿知須線	宇部新川駅	山口新線・サンバーシティ	サンバーシティ							63.7%	29,772	46,727	1.0%
38		宇部市交通局	小野田線	小野田駅前	大野田駅前	常盤町二丁目							48.1%	14,431	29,888	1.0%
39		宇部市交通局	西ヶ丘五赤線	西ヶ丘入口	ゆめタウン宇部	日守前							46.8%	9,430	19,424	1.0%
29		石見交通(株)	広庄	石見交通本社前	高津川号	高津川駅前							68.1%	106,589	147,475	1.0%
30		石見交通(株)	小浜江崎	石光寺前	日赤・温泉	江崎渡(須佐駅前)							52.1%	15,072	28,880	1.0%
40		防長交通(株)	防長線(D4)	山口駅	徳山駅・ゆめタウン山口	防府駅前							43.8%	11,538	26,341	1.5%
41		防長交通(株)	防長線(D77)	防府駅前	ゆめタウン山口・東行・湯田温泉	中野口							42.4%	20,408	48,026	1.4%
42		防長交通(株)	防長線(D09)	防府駅前	ゆめタウン山口・東行・湯田温泉	山口大学							54.7%	95,761	171,219	1.8%
43		防長交通(株)	防長線(D127)	山口駅	徳山駅・野田・明輪センター	東萩駅前							24.6%	36,817	149,818	1.2%
40		フリーライン交通(株)	徳田・美祇線	徳田市西町	徳田市南高校	徳田							14.9%	3,435	24,989	1.0%
42		フリーライン交通(株)	徳田・美祇線	徳田市西町	平野・市立病院	徳田							14.9%	1,791	12,003	1.0%

令和7年度地域間幹線系統における生産性向上の取組結果一覧

【別添1-2】

番号	バス事業者名	路線名	起点	経由地	終点	①貨客混載の取組	②ハバ路線の利便	③路線バスへの混雑化	④生活利用と観光利用の混雑	⑤補助要件下開に広い系統の取組	⑥回数券購入等を行っている系統の取組
1	防長交通(株)	柳井駅前・徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
2	防長交通(株)	防府駅前・徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
3	防長交通(株)	柳井駅前・上開	上開	上開	上開						
4	防長交通(株)	大湯駅・町立橋立駅前	町立橋立駅前	町立橋立駅前	町立橋立駅前						
5	防長交通(株)	大湯駅・町立橋立駅前	町立橋立駅前	町立橋立駅前	町立橋立駅前						
6	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口						
7	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口						
8	防長交通(株)	徳山駅前・下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口	下松駅北口						
9	防長交通(株)	徳山駅前・ゆめプラザ熊毛	ゆめプラザ熊毛	ゆめプラザ熊毛	ゆめプラザ熊毛						
10	防長交通(株)	徳山駅前・コアプラザかの	コアプラザかの	コアプラザかの	コアプラザかの						
11	防長交通(株)	徳山駅前・徳木河内	徳木河内	徳木河内	徳木河内						
12	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
13	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
14	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
15	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
16	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
17	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
18	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
19	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
20	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
21	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
22	防長交通(株)	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前	徳山駅前						
23	サンデン交通(株)	北浦線	下開駅	下開駅	山崎温泉						
24	サンデン交通(株)	北浦線	下開駅	下開駅	山崎温泉						
25	サンデン交通(株)	山崎温泉線	下開駅	下開駅	あのだんパーク						
26	サンデン交通(株)	山崎温泉線	下開駅	下開駅	大湯						
27	サンデン交通(株)	山崎温泉線	下開駅	下開駅	徳田町西市						
28	サンデン交通(株)	美鈴線	下開駅	下開駅	美鈴駅						
29	船木鉄道(株)	本山線	船木	船木	本山						
30	船木鉄道(株)	厚狭線	厚狭	厚狭	厚狭中央						
31	船木鉄道(株)	宇部線	宇部	宇部	宇部駅前						
32	宇部市交通局	新山口線(特急)	新山口駅	新山口駅	新山口駅						
33	宇部市交通局	新山口線	新山口駅	新山口駅	新山口駅						
34	宇部市交通局	阿知線	阿知	阿知	サンパークあじす						
35	宇部市交通局	阿知線	阿知	阿知	サンパークあじす						
36	宇部市交通局	小野田線	小野田	小野田	徳田町二丁目						
37	宇部市交通局	西ヶ丘入口	西ヶ丘入口	西ヶ丘入口	徳田町二丁目						
38	石見交通(株)	益草	石見交通本社前	石見交通本社前	石見交通本社前						
39	石見交通(株)	小浜江崎	小浜江崎	小浜江崎	小浜江崎						
40	中井シヤイアール(有)	防長線(D74)	山口駅	山口駅	防府駅						
41	中井シヤイアール(有)	防長線(D77)	防府駅	防府駅	中開口						
42	中井シヤイアール(有)	防長線(D109)	防府駅	防府駅	山口大学						
43	中井シヤイアール(有)	防長線(D127)	山口駅	山口駅	美鈴駅						
44	ブルーライン交通(株)	豊田・美鈴線	豊田町西市	美鈴青森駅	美鈴駅						
45	ブルーライン交通(株)	豊田・美鈴線	豊田町西市	平原・市立病院	美鈴駅						

表6 車両の取得計画の概要

令和7年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通株式会社	28 両	43,672 千円
	サンデン交通株式会社	10 両	15,000 千円
	船木鉄道株式会社	4 両	6,446 千円
	宇部市交通局	11 両	16,736 千円
	中国ジェイアールバス株式会社	4 両	6,198 千円
	計	57 両	88,052 千円

表6 車両の取得計画の概要

令和8年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通株式会社	34 両	48,980 千円
	サンデン交通株式会社	10 両	15,000 千円
	船木鉄道株式会社	5 両	7,974 千円
	宇部市交通局	12 両	16,259 千円
	中国ジェイアールバス株式会社	4 両	6,198 千円
	計	65 両	94,411 千円

表6 車両の取得計画の概要

令和9年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
山口県	防長交通株式会社	35 両	49,162 千円
	サンデン交通株式会社	10 両	15,000 千円
	船木鉄道株式会社	5 両	7,980 千円
	宇部市交通局	12 両	15,721 千円
	中国ジェイアールバス株式会社	4 両	4,198 千円
	計	66 両	92,061 千円

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 サンテン交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、前払、リース)
山陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	69	10.70	R7.1	現金
山陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	69	10.70	R7.1	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、前払、リース)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スレのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円) へか=9
	車両価格	附属品価格													
R7-1	21,396,130	2,283,870	ハ	23,679,999	15,000,000	23,679,999	23,679,999	0	6,000,000	9,600,000	6,000,000	7	7×9,000	4,500,000	10,500,000
R7-2	21,396,130	2,283,870	ハ	23,679,999	15,000,000	23,679,999	23,679,999	0	6,000,000	9,600,000	6,000,000	9	9×9,000	4,500,000	10,500,000
計	42,792,260	4,567,740	ハ	47,359,998	30,000,000	47,359,998	47,359,998	0	12,000,000	19,200,000	12,000,000	9	9×9,000	9,000	21,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レと2.5%のうち低い方の率(%)	ツ	ツ×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	9,000
国庫補助金 内定申請額(千円)	4,500
カナツ	

【負担者とその負担割合】

申請番号	国庫補助金		市町村		事業者自己負担		その他の者の 負担割合	
	申請額	内定申請額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
R7-1	2,250,000	1,125,000	49.10%	1,125,000	0%	0	0%	0
R7-2	2,250,000	1,125,000	49.10%	1,125,000	0%	0	0%	0
合計	4,500,000	2,250,000	49.10%	2,250,000	0%	0	0%	0

2年目以降(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	R3-1	下関駅～小月駅～小野田駅～萩のなサンパーク	3	4
山陽	R3-2	下関駅～唐戸～川棚温泉	1	1
山陽	R4-1	下関駅～小月駅～美祇駅	6	6
山陽	R4-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R5-2	下関駅～小月駅～小野田駅～萩のなサンパーク	3	3
山陽	R6-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R6-2	下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	2	2

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとアのうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
R3-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,845,079	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R3-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,845,079	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R4-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,280	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R4-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,280	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R5-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,760,680	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R5-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,760,680	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R6-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
R6-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,014,078	21,000,000		21,000	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】
 事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工	ア	円	7 × 1/2 = 4
計							円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+カ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	国庫補助金		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
山勝	R3-1	945,000 円	49.73 %	円	%	円	%	955,079 円	50.27 %
	R3-2	945,000 円	49.73 %	円	%	円	%	955,079 円	50.27 %
	R4-1	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,280 円	45.58 %
	R4-2	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,280 円	45.58 %
	R5-1	1,260,000 円	50.38 %	円	%	円	%	1,240,680 円	49.62 %
	R5-2	1,260,000 円	50.38 %	円	%	円	%	1,240,680 円	49.62 %
合計	10,500,000 円		%	円	%	円	%	11,014,078 円	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 サンテン交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、前払、リース)
山陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊 *下関駅～小月駅間の確保維持路線に於けるサンデー	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R8 . 1	現金
山陽	R8-2	下関駅～小月駅～大泊 *下関駅～小月駅間の確保維持路線に於けるサンデー	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R8 . 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		本と限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額 (定率法) A × (0.60/4) = (定額法) A × 0.2 =	特別償却額(円)	事業者償却額(円)	スレのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7 × 7 ÷ 12 (月) = 7	計画額(千円)	*残存価額(円) へカ=7
	合計	イ+ロ+ハ=ニ									
R8-1	21,763,061	2,236,939	15,000,000	6,000,000	0	9,600,000	6,000,000	7	4,500,000	2,250.0	10,500,000
R8-2	21,763,061	2,236,939	15,000,000	6,000,000	0	9,600,000	6,000,000	9	4,500,000	2,250.0	10,500,000
計	43,526,122	4,473,878	30,000,000	12,000,000	0	19,200,000	12,000,000		9,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			レ	7	7	7 × 1 / 2 = 3.5
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金 内定申請額(千円) ヨ+ネ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	国庫補助金		負担者とその負担割合		その他の者の負担割合	
	申請番号	申請額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
山陽	R8-1	2,250,000	49.10 %	1,112,250	50.90 %	1,137,750
	R8-2	2,250,000	49.10 %	1,112,250	50.90 %	1,137,750
合計		4,500,000	49.10 %	2,224,500	50.90 %	2,275,500

2年目以降(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	R4-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山陽	R4-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R5-2	下関駅～小月駅～小野田駅～おのけサンパーク	3	3
山陽	R6-1	下関駅～善法台3丁目～川瀬温泉	2	2
山陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	5	5
山陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ウ	普通償却限度額(定率法) ナ×(0.56×ウ)÷ム (定額法)ナ×ウ÷ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)÷マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=テ	*残存価額(円) テ-マ=フ
R4-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R4-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,681,279	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R5-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R5-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,510	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R6-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R6-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	4,032,000	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R7-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
R7-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,630,400	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	32,328,378	21,000,000		21,000	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】
 事業者の返済方法（元利均等の元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工	ア	円	7 × 1/2 = 4
計							円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+カ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	国庫補助金		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
	申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		負担割合
山勝	R4-1	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円	45.58 %	
	R4-2	945,000 円	54.42 %	円	%	円	%	791,279 円	45.58 %	
	R5-1	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円	49.62 %	
	R5-2	945,000 円	50.38 %	円	%	円	%	930,510 円	49.62 %	
	R6-1	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円	54.55 %	
	R6-2	1,260,000 円	45.45 %	円	%	円	%	1,512,000 円	54.55 %	
	R7-1	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円	53.65 %	
R7-2	2,100,000 円	46.35 %	円	%	円	%	2,430,400 円	53.65 %		
合計		10,500,000 円						11,328,378 円		%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 サンテン交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、前払、リース)
山陽	R9-1	下関駅～小月駅～大泊	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9. 1	現金
山陽	R9-2	下関駅～豊津台3丁目～川柳温泉	ノンステップ型スロープ付き車両(標準仕様)	77	11.26	R9. 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法 or 定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く		車両の価格	附属品価格	改造費	合計	実費購入予定費合計額から備忘簿特を 除外した額(円)	本と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A × (0.60/0.4) = B (定額法) A × 0.2 = B	特別償却額(円)	事業者償却額 (円)	スレのうち少ない 方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7 × 7 ÷ 12 (月) = カ	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	イ	ロ														
R9-1	21,763,061	2,236,939				24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	9,600,000	6,000,000	7	4,500,000	2,250.0	10,500,000
R9-2	21,763,061	2,236,939				24,000,000	23,999,999	15,000,000	6,000,000	0	9,600,000	6,000,000	9	4,500,000	2,250.0	10,500,000
計	43,526,122	4,473,878				48,000,000	47,999,998	30,000,000	12,000,000	0	19,200,000	12,000,000		9,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等 or 元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円)
	への額以内		シ	7	7	7 × 1/2 = ネ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	9,000
国庫補助金 内定申請額(千円)	4,500

【負担者とその負担割合】

補助プロ ジェクト 番号	国庫補助金		市区町村		事業者自己負担		その他の者の 負担割合 具体的な概要
	申請 番号	負担割合	負担割合	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	R9-1	49.10 %	49.10 %	0 %	2,332,000 円	50.90 %	8832000
	R9-2	49.10 %	49.10 %	0 %	2,332,000 円	50.90 %	8832000
合計		49.10 %	49.10 %	0 %	4,664,000 円	50.90 %	

2年目以降(令和9年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山陽	R5-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R5-2	下関駅～小月駅～小野田駅～日の出サンパーク	3	3
山陽	R6-1	下関駅～豊津台3丁目～川柳温泉	2	2
山陽	R6-2	下関駅～小月駅～大泊	5	5
山陽	R7-1	下関駅～小月駅～美祿駅	6	6
山陽	R7-2	下関駅～下大野～豊田町西市	5	5
山陽	R8-1	下関駅～小月駅～大泊	4	4
山陽	R8-2	下関駅～小月駅～小野田駅～日の出サンパーク	3	3

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとアのうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ×12(月)÷マ (最終年度)クニマ	計画額(千円)	*残存価額 (円)
R5-1	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R5-2	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,820,509	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
R6-1	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R6-2	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	3,024,000	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
R7-1	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R7-2	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,978,240	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
R8-1	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
R8-2	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	6,720,000	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	44,940,000	21,000,000	0	21,000,000	33,085,498	21,000,000		21,000	10,500	23,940,000

【車両購入金融費用】
 事業者の返済方法（元利均等の元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工	ア	円	7 × 1/2 = 4
計							円	千円

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
21,000	10,500

【負担者とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号		負担者とその負担割合		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	山勝	山勝	市区町村	負担割合	負担額	負担割合	
山勝	RS-1	RS-1	945,000 円	50.38 %	円	円	49.62 %
	RS-2	RS-2	945,000 円	50.38 %	円	円	49.62 %
	R6-1	R6-1	945,000 円	45.45 %	円	円	54.55 %
	R6-2	R6-2	945,000 円	45.45 %	円	円	54.55 %
	R7-1	R7-1	1,260,000 円	46.35 %	円	円	53.65 %
	R7-2	R7-2	1,260,000 円	46.35 %	円	円	53.65 %
	R8-1	R8-1	2,100,000 円	45.45 %	円	円	54.55 %
	R8-2	R8-2	2,100,000 円	45.45 %	円	円	54.55 %
合計		10,500,000 円		%	円	%	12,085,498 円

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法定協議会 構成員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号） 第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体 二 関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者 三 関係する 公安委員会 四 地域公共交通の利用者、学識経験者 その他の当該地方公共団体が必要と認める者	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入	下関市 下関警察署
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和6年3月21日国総地第14号 国鉄事第80号 国自旅第362号 国自技環第207号 国海内第178号 国空事第1134号） 第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村 二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等 三 地方運輸局 又は地方航空局 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者 第3条第2項 関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】	下関市 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 下関警察署、下関市連合会、社会福祉協議会、下関商工会議所、下関市立大 山口県観光スポーツ文化部、長門市、美祿市、山陽小野田市	
※ <u>関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。</u>			
※ <u>法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。</u>			
※ <u>法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。</u>			

URL:		
運行費補助	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）</p> <p>第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 二 地域公共交通計画の区域 三 地域公共交通計画の目標 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項 六 計画期間 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 	<p>記載箇所</p> <p>P 3～6</p> <p>P 14～30</p> <p>P 83～87</p> <p>P 37～82</p> <p>P 87</p> <p>P 40</p>
	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>（令和6年3月21日 国総地第14号 国鉄事第80号 国自旅第362号 国自技環第207号 国海内第178号 国空事第1134号）</p> <p>第7条第1項 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 	<p>運行費補助を受けようとする系統</p> <p>幹線 表1のとおり</p> <p>追補版P1～5</p> <p>追補版P6</p> <p>追補版P7</p> <p>追補版P8</p>
車両補助	<p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 貨客混載導入経費国庫補助金</p> <p>※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。</p>	<p>追補版P1</p> <p>—</p> <p>—</p>

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置	記載箇所	
山口県	サンデン交通(株)	(1) 下関駅～唐戸～川棚温泉	10,511.5千円		追補版P7	
		(2) 下関駅～豊洋台3丁目～川棚温泉	10,267.5千円		追補版P7	
		(3) 下関駅～小月駅・小野田駅～おのだサンパーク	10,140.0千円		追補版P7	
		(4) 下関駅～小月駅～大泊	19,349.5千円		追補版P7	
		(5) 下関駅～下大野～豊田町西市	18,008.0千円		追補版P7	
		(6) 下関駅～小月駅～美祢駅	16,648.0千円		追補版P7	
	ブルーライン交通(株)	(1) 豊田町西市～青嶺高校～来福台		6,944.5千円	1	追補版P7
		(2) 豊田町西市～平原・市立病院～来福台		13,171.5千円	1	追補版P7
	合 計					
	運行予定者が協議会構成員になっているか確認ください。					

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の回数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

下地協第 38 号
令和 6 年 6 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下関市地域公共交通協議会
住 所 下関市南部町 1 番 1 号
代表者氏名 会長 杉浦 勝章

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成21年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。

平成24年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。平成30年3月には下関市地域公共交通網形成計画を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組みとして、公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

生活バスを運行している地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスは日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスが広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

以上より、今後も継続的な公共交通の維持と、住民の生活交通手段を確保し続ける事が、必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・令和7年度の目標利用者数設定

デマンド運行系統：

令和4年度（R3年10月～）から令和6年度（～R6年3月）までの利用実績から算出

定時定路線運行系統：

年間運行回数から、1回当たりの平均輸送人員2人以上となる値を算出

・令和8年度・令和9年度の目標利用者数について

豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられる。令和7年度以降については、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開拓を行うことで、利用者数の維持を目指すものとして、目標利用者数を設定。

豊田地域：（デマンド）壱路子線 一の俣線 今出線 一の瀬線

菊川地域：（デマンド）縦ノ木・保木線

（定時定路線）内日・田部循環線

目標利用者数：令和7年(2025)度 豊田地域 2,428人/年、菊川地域 2,215人/年

令和8年(2026)度 豊田地域 2,430人/年、菊川地域 2,220人/年

令和9年(2027)度 豊田地域 2,430人/年、菊川地域 2,220人/年

・補助金を活用し、利用促進を図り、収支の1%改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。

(下関市地域公共網形成計画追補編 P8参照)

(2) 事業の効果

生活バスを維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・乗車料金の一律ワンコイン（100円）を継続。（H30年4月～）
- ・再編実施計画に伴う、運行の見直し
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成
- ・コロナ対策の実施と広報
（車内の定期的な換気と消毒、運転手及び利用者のマスク着用徹底、感染防止対策への協力の呼びかけ）

実施主体：下関市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「表1」添付。

【表1への添付資料】

- ・運行系統図
- ・フィーダー補助系統の概要一覧
- ・チラシ、時刻表

【補助要件の具備】

要綱別表7（第16条第1項関連）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

ニ 既存交通ネットワーク等との統合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

→ 豊田地域： 杵路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線

菊川地域： 樺ノ木・保木線、内日・田部循環線

【運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

下関市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として下関市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート、住民ヒアリング等。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 3 月 8 日 協議会の設立 ・平成 25 年 4 月 15 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 25 年 6 月 24 日 生活交通ネットワーク計画協議（H26～H28） ・平成 26 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画協議（H27～H29） ・平成 26 年 12 月 12 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 27 年 2 月 3 日 生活バス（菊川地域）のバス停新設に係る協議 ・平成 27 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H28～H30） ・平成 27 年 12 月 9 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 28 年 3 月 10 日 生活バス（豊田地域）の運行ルートの変更に係る協議 ・平成 28 年 6 月 27 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H29～H31） ・平成 28 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 29 年 5 月 29 日 自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議 ・平成 29 年 8 月 29 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H30～H32） ・平成 29 年 10 月 30 日 下関市生活バスのワンコイン化について ・平成 29 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・平成 30 年 2 月 26 日 第 8 回下関市公共交通整備検討委員会 （下関市総合交通戦略・網形成計画の承認） ・平成 30 年 3 月 30 日 下関市地域公共交通網計画策定 ・平成 30 年 4 月 23 日 栗野地区コミュニティタクシーの廃止について ・平成 30 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H31～H33） ・平成 30 年 7 月 10 日 下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の 	

- 選任について
- ・平成30年9月5日 下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画（案）について
 - ・平成31年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
 - ・令和元年6月24日 平成30年度市町村運営有償運送の運行状況について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
 - ・令和元年8月8日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案に
ついて
 - ・令和元年12月24日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系
統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関する
事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施に
ついて
菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更に
ついて
 - ・令和2年2月14日 下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告）
 - ・令和2年5月21日 下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について
下関市生活バス 停留所の名称変更について
下関市生活バス 運休日の変更について
 - ・令和2年7月15日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
 - ・令和3年1月6日 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備
等整備事業）に関する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
 - ・令和3年6月21日 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和2年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
 - ・令和3年7月19日 下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
山口宇部空港とJR下関駅を結ぶ乗合タクシーの運行について
 - ・令和4年1月6日 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
新型コロナウイルス感染症に関する市内バスの状況について
 - ・令和4年6月30日 下関市生活バス 菊川町における経路及び便数の一部変更について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和3年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
 - ・令和4年9月1日 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
 - ・令和5年1月13日 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系
統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への

	移行について
・ 令和 5 年 3 月 23 日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について
・ 令和 5 年 5 月 11 日	下関市地域公共交通協議会規約（案）について 下関市地域公共交通協議会の役員について 下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について 下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について 下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について ※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
・ 令和 5 年 6 月 30 日	自家用有償旅客運送 登録の更新について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
・ 令和 5 年 8 月 4 日	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 5 年 11 月 27 日	下関市地域公共交通計画について 一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について
・ 令和 5 年 12 月 25 日	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 6 年 2 月 21 日	自家用有償旅客運送の変更登録の申請について 下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
・ 令和 6 年 5 月 16 日	下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について
・ 令和 6 年 6 月 27 日	下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。
- ・ 広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。
- ・ 生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。
- ・ アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の再編実施計画に反映。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）下関市南部町 1 - 1

（所 属）下関市都市整備部都市計画課

（氏 名）前山 孝広

（電 話）0 8 3 - 2 3 1 - 1 4 4 1

（e-mail）tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ライダーシステム）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ライダーシステム (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地					終点	運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保
下関市	下関市	(1)	奎路子線	下走路子 下八道 鷹子・庭田		293日	440.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 殿居ほか9停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(2)	一の俣線	一ノ俣 上浮石 秋葉・稲見		293日	158.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 荒木温泉ほか8停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(3)	今出線	今出 台		293日	158.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 石柱溪口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③
		(4)	一の瀬線	日高萩		293日	246.0回		区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 阿座上口ほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(5)	樅ノ木 ・保木線	中山 保木 轡井		293日	348.0回		区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(6)	内日・田部 循環線	吉賀・檜崎 日新・植田 内日下	バス ターミ ナル	25.0km 循環	293日	536.0回		路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 内日河原停留所、岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

〈表1「計画運行回数」根拠資料〉

◆令和7年度計画運行回数は、令和3年度～令和5年度の実績を踏まえて以下のとおりとした。

令和3年度～令和5年度ライダー補助金交付申請資料より

補助 ブロック名	市区町 村名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			R7 計画 運行日数	R7 最大計画 運行回数 い	R3(実績) 運行回数 割合	R4(実績) 運行回数 割合	R5(実績) 運行回数 割合	過去3年間の 最大運行割合	R7 推計運行 割合 ろ	R7 計画運行 回数 い×ろ=は	令和7年度 計画運行回数の算定方法
				起点	主な 経田地	終点									
山陽	下関市	1	奎路子線		下奎路子 下八道 鷹子 庭田		293日	879.0回	42.74%	49.15%	49.43%	49.43%	50.00%	440.0回	最大計画運行回数に過去 3年間の運行割合(実績) の最大値を基にした推計運 行割合を乗じて算出。
		2	一の俣線		一ノ俣 上浮石 秋葉 稲見		293日	879.0回	16.10%	17.86%	16.15%	17.86%	18.00%	158.0回	
		3	今出線		今出 台		293日	879.0回	17.46%	16.38%	16.84%	17.46%	18.00%	158.0回	
		4	一の瀬線		日高萩		293日	879.0回	21.37%	24.32%	27.30%	27.30%	28.00%	246.0回	
		5	縦ノ木 保木線		中山 保木 響井		293日	1,122.0回	30.74%	27.08%	27.96%	30.74%	31.00%	348.0回	
		6	内日 ・田部 循環線	バスター ミナル	吉賀 檜崎 日新 植田 内日下	バスター ミナル	293日	536.0回	—	—	—	—	—	—	
合計			系統												

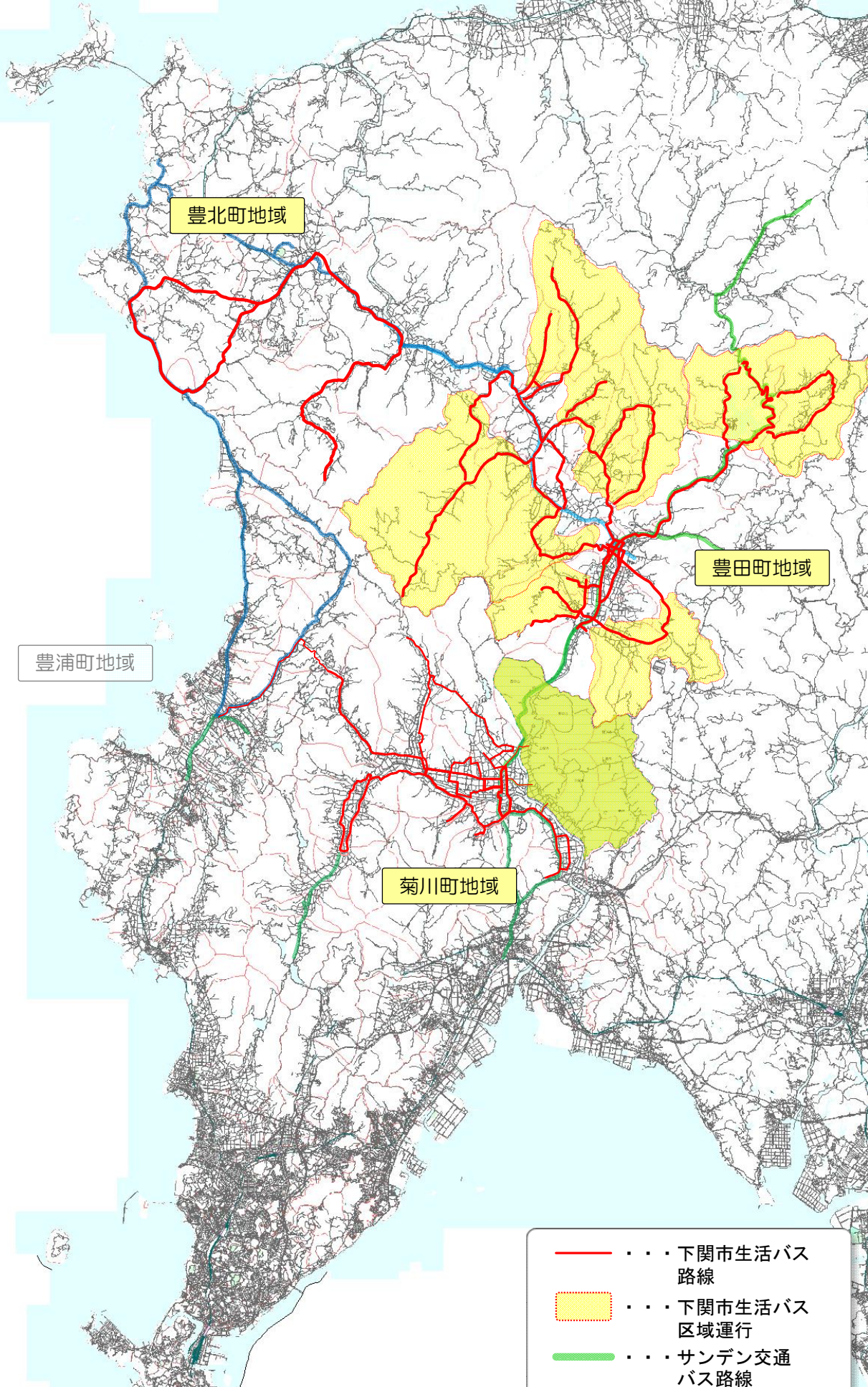
【ライダー補助系統の概要一覧】

※複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

申請番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数/日	キロ程 (km) 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 (バス路線名・駅・港等)	備考
1	下関市	奎路子線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通株 (滝部線) ・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
2	下関市	一の俣線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通株 (滝部線) ・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
3	下関市	今出線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・サンデン交通株 (下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線)	区域運行 (デマンド)
4	下関市	一の瀬線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	40分	・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
5	下関市	樵ノ木・保木線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：4回/日 土：3回/日	60分	・サンデン交通株 (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
6	下関市	内日・田部 循環線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：2回/日 土：1回/日	23.8km/回	・サンデン交通株 (新下関線、下関・豊田線、 仙崎線)	路線定期運行

○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみは0.5回とする。



豊北町地域

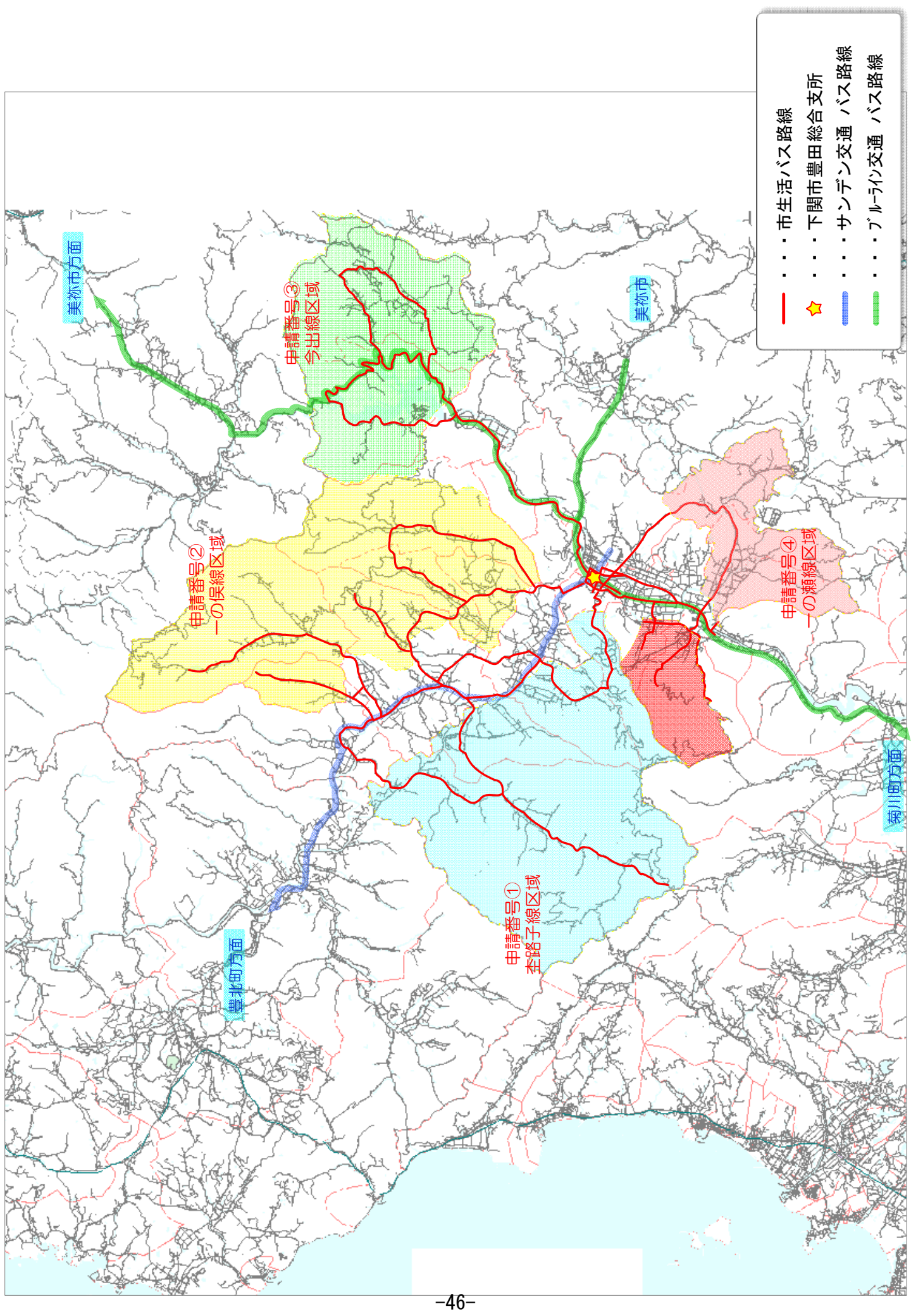
豊田町地域

豊浦町地域

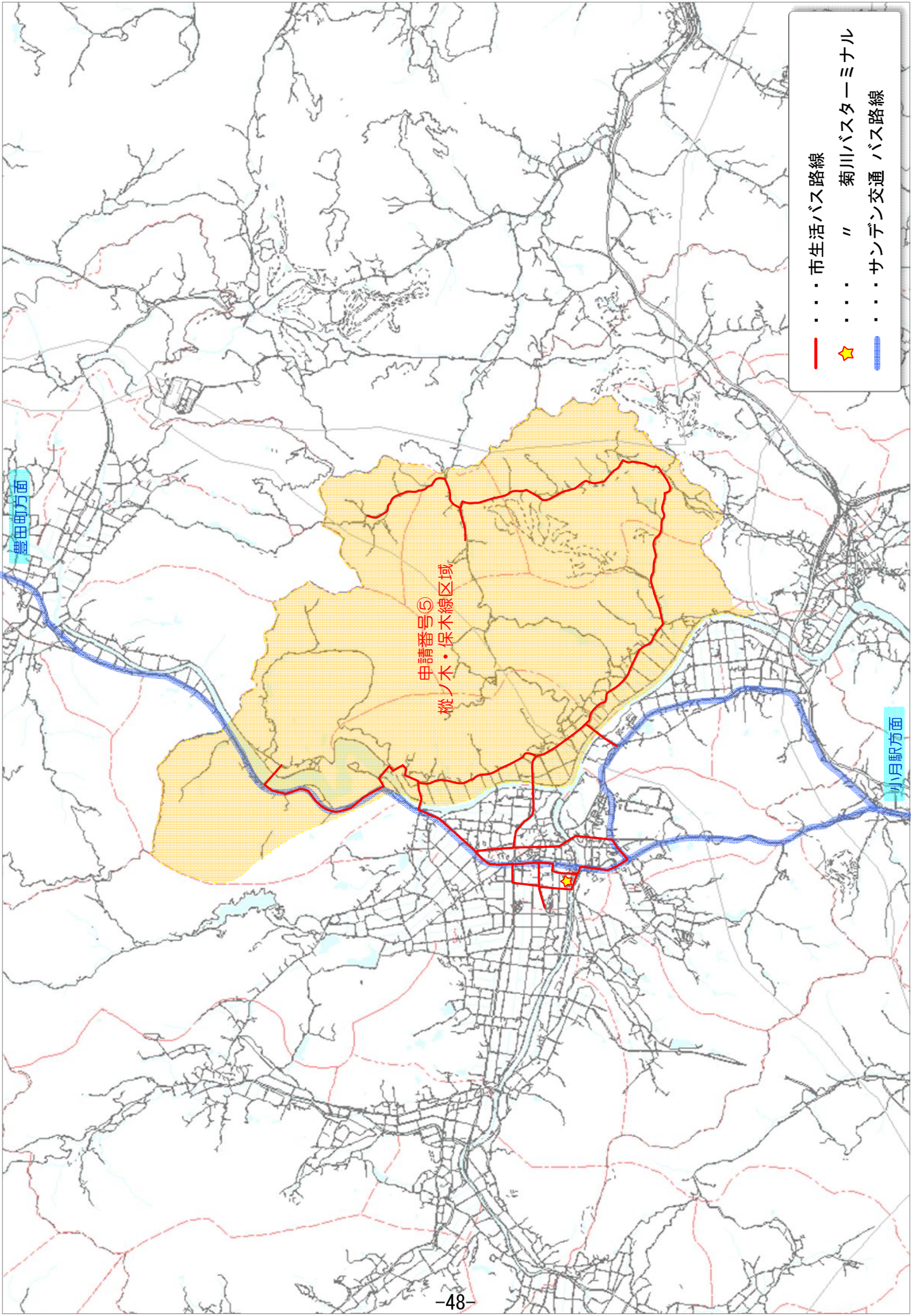
菊川町地域

- . . . 下関市生活バス路線
- . . . 下関市生活バス区域運行
- . . . サンデン交通バス路線
- . . . ブルライン交通バス路線

下関市 生活バス 全体路線図



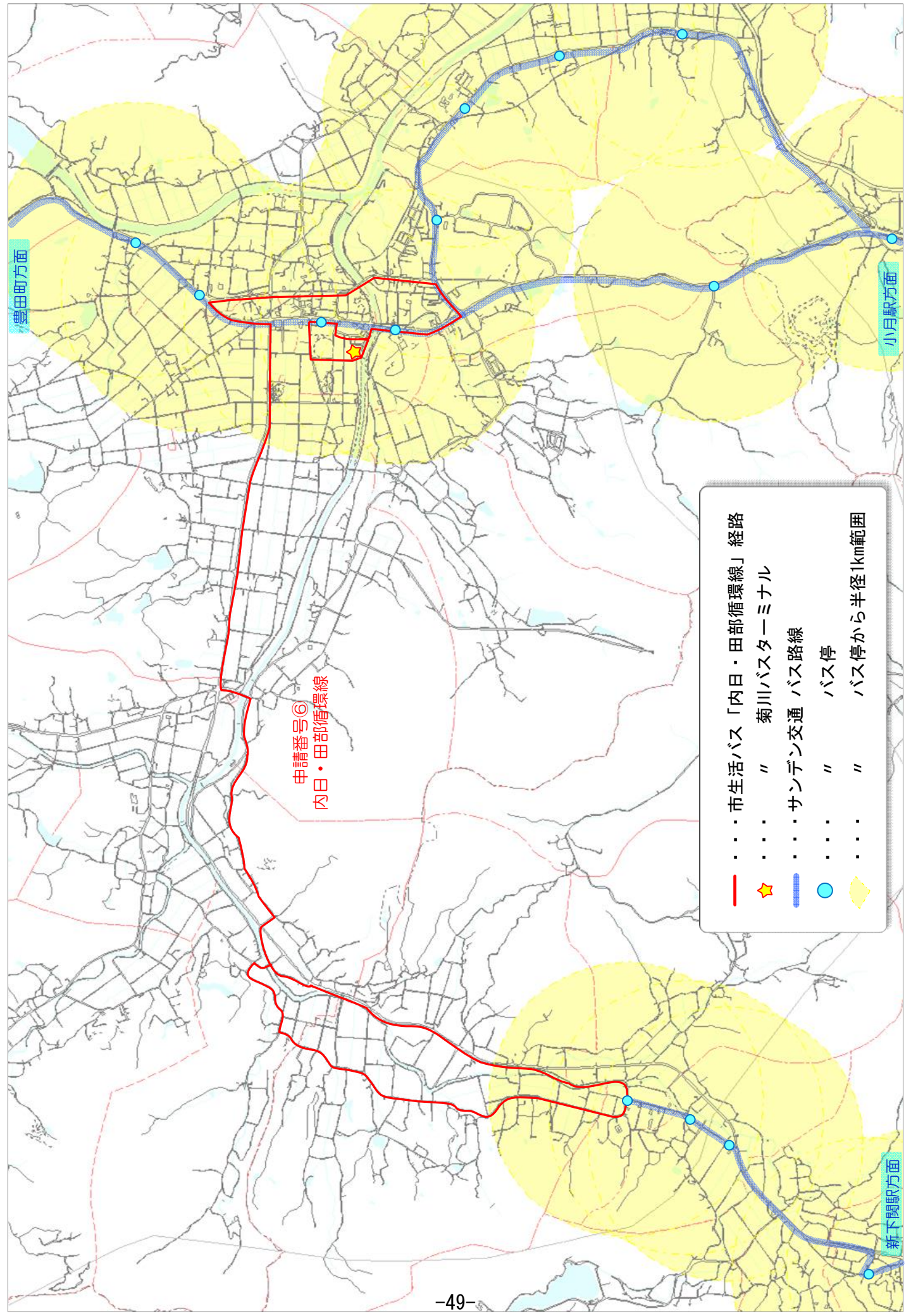
- 市生活バス路線
- ☆ 下関市豊田総合支所
- サンデン交通 バス路線
- ブルライク交通 バス路線



- 市生活バス路線
- 菊川バスターミナル
- サンデン交通 バス路線

豊田町方面

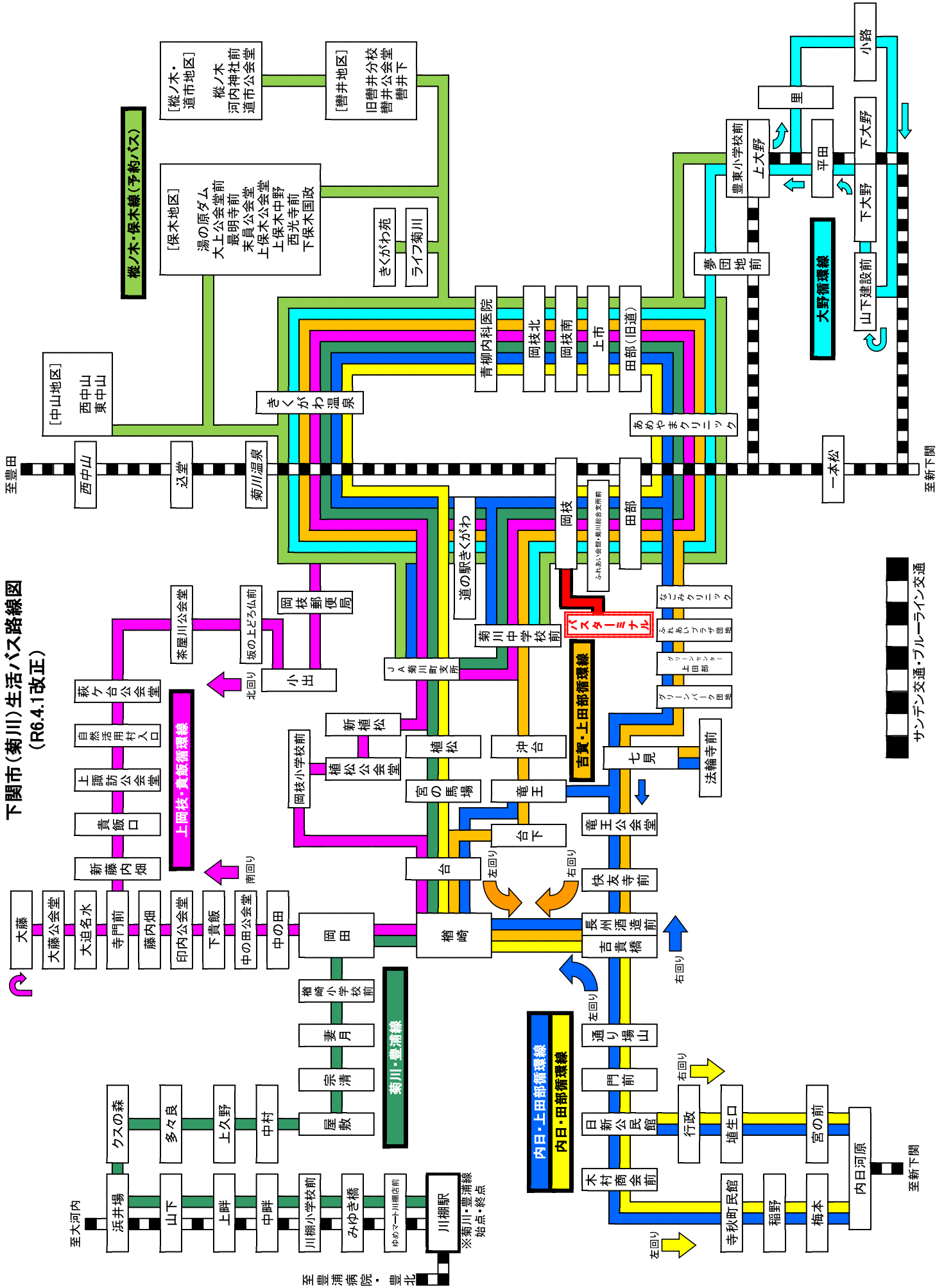
小月駅方面



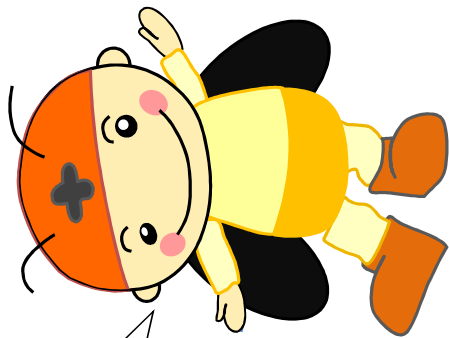
申請番号⑥
内日・田部循環線

—	市生活バス「内日・田部循環線」経路
★	菊川バスターミナル
—	サンデン交通バス路線
●	バス停
○	バス停から半径1km範囲

下関市(菊川)生活バス路線図 (R6.4.1改正)



下関市(豊田)生活バス 時刻表



生活バスは予約制です。
ご利用の際は、まずご予約を！
およその到着時間をお知らせ
します。
(バスの中でも予約できます。)

予約によって、各路線1日3便運行します。
利用料金は、距離に関係なく1回の乗車につき**大人100円・小学生以下50円**です。
回数券または現金でお願いします。

(現金の場合おつりは出ないのでご注意ください。)

回数券はバス車内または豊田総合支所地域政策課窓口で購入できます。

障害者等割引＝手帳等提示により料金が半額になります。

自宅登録対象自治会の方は、登録すればご自宅近くで乗降できます。

ご自宅近くでの乗降車を希望される方は、事前に豊田総合支所地域政策課で申請してください。

○お問い合わせ先 豊田総合支所地域政策課：083-766-1056

運行：月～土(年末年始と祝日除く)

系統名	上路子線		一の俣線		今出線		一の瀬線	
	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所
行先	庭田 鷹子 下八道 下上路子 上上路子	庭田公会堂 鷹子集落センター 下八道ふれあいセンター 豊田農業公園みのりの丘 下上路子公会堂 上上路子清流館 河内集会所 野谷集会所	稲見 秋葉 上浮石 一の俣 佐野	稲見上集会所 稲見下集会所 稲見生活改善センター 金道管理センター 小谷管理センター 一の俣集会所 本治上生活改善センター 佐野公会堂	台 今出 地吉	台集会所 今出集会所 地吉集会所	日高萩 中の瀬 石町 (江良地区) 阿座上 (1番地1か ら418番地)	日野温泉いこいの家 日野公会堂 高山公会堂 萩原公会堂 中の川集落センター 一の瀬公会堂 江良公会堂 阿座上公会堂
予約電話 番号	0120-39-1142							
西市車庫 発時刻	8:00	8:30	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00	8:00
	13:00	12:00	11:30	11:30	11:30	11:30	11:30	11:30
	15:00	14:30	13:30	13:30	13:30	13:30	15:30	15:30
予約バ 切 時間等	※3日前から当日出発時刻の30分前まで(1便は前日の午後7時まで) ※受付時間 午前9時から午後7時まで							

下関市(菊川)生活バス時刻表

(令和6年4月1日)

停留所	1便	2便
バスターミナル	7:14	8:59
岡枝	7:16	9:01
田部	7:18	9:03
あめやまクリニック	7:20	9:05
田部(旧道)	7:21	9:06
上市	7:22	9:07
岡枝南	7:23	9:08
岡枝北	7:24	9:09
青柳内科医院	7:25	9:10
きくがわ温泉	7:26	9:11
JA菊川町支所	7:27	9:12
植松	7:28	9:14
宮の馬場	7:29	9:15
台	7:30	9:16
樽崎	7:31	9:17
吉貴橋	7:33	9:19
通り場山	7:36	9:22
門前	7:37	9:23
日新公民館	7:38	9:24
木村商会前	7:40	9:25
寺秋町支所	7:41	9:26
稲野	7:44	9:28
梅本	7:45	9:30
内日河原(着)	7:47	9:33
内日河原(発)	7:50	9:36
宮の前	7:52	9:39
植田口	7:54	9:40
行政	7:55	9:42
日新公民館	7:56	9:43
門前	7:57	9:44
通り場山	7:58	9:44
吉貴橋	8:01	9:47
樽崎	8:02	9:48
台	8:03	9:49
宮の馬場	8:04	9:50
植松	8:05	9:51
JA菊川町支所	8:06	9:52
きくがわ温泉	8:08	9:54
青柳内科医院	8:09	9:55
岡枝北	8:10	9:56
岡枝南	8:11	9:57
上市	8:12	9:58
田部(旧道)	8:13	9:59
あめやまクリニック	8:14	10:00
田部	8:16	10:02
田部	8:17	10:03
岡枝	8:18	10:04
バスターミナル	8:20	10:06

*第1便は土曜日は運行しない。

停留所	1便	2便	3便	4便
バスターミナル	10:45	12:21	13:17	13:19
岡枝	10:47	12:23	13:20	13:22
田部	10:49	12:25	13:21	13:23
あめやまクリニック	10:51	12:27	13:23	13:25
田部(旧道)	10:52	12:28	13:24	13:26
上市	10:53	12:29	13:25	13:27
岡枝南	10:54	12:30	13:26	13:28
岡枝北	10:55	12:31	13:27	13:29
青柳内科医院	10:56	12:32	13:28	13:30
きくがわ温泉	10:57	12:33	13:29	13:31
菊川中学校前	10:59	12:35	13:31	13:33
道の駅きくがわ	11:01	12:37	13:33	13:35
JA菊川町支所	11:02	12:38	13:34	13:36
岡枝	11:04	12:40	13:36	13:38
樽崎	11:05	12:41	13:37	13:39
田部	11:06	12:42	13:38	13:40
なごみクリニック	11:08	12:44	13:40	13:42
ふれあいプラザ	11:09	12:45	13:41	13:43
グリーンセンター	11:10	12:46	13:42	13:44
グリーンパーク	11:11	12:47	13:43	13:45
七見	11:14	12:50	13:48	13:50
竜王公会堂	11:16	12:52	13:50	13:52
快友寺前	11:17	12:53	13:51	13:53
長州酒造前	11:18	12:54	13:52	13:54
通り場山	11:21	12:57	13:55	13:57
門前	11:22	12:58	13:56	13:58
日新公民館	11:23	12:59	13:58	14:00
木村商会前	11:25	13:01	13:59	14:01
寺秋町支所	11:26	13:02	14:00	14:02
稲野	11:29	13:05	14:03	14:05
梅本	11:30	13:06	14:04	14:06
内日河原(着)	11:32	13:08	14:06	14:08
内日河原(発)	11:35	13:11	14:09	14:11
宮の前	11:37	13:13	14:11	14:13
植田口	11:39	13:15	14:13	14:15
行政	11:40	13:16	14:14	14:16
日新公民館	11:41	13:17	14:15	14:17
門前	11:42	13:18	14:16	14:18
通り場山	11:43	13:19	14:17	14:19
吉貴橋	11:46	13:22	14:20	14:22
樽崎	11:47	13:23	14:21	14:23
台	11:49	13:25	14:23	14:25
竜王	11:51	13:27	14:25	14:27
七見	11:53	13:29	14:27	14:29
グリーンパーク	11:56	13:32	14:30	14:32
グリーンセンター	11:57	13:33	14:31	14:33
ふれあいプラザ	11:58	13:34	14:32	14:34
なごみクリニック	11:59	13:35	14:33	14:35
田部	12:01	13:37	14:35	14:37
岡枝	12:02	13:38	14:36	14:38
菊川中学校前	12:04	13:40	14:38	14:40
道の駅きくがわ	12:06	13:42	14:40	14:42
JA菊川町支所	12:07	13:44	14:41	14:43
きくがわ温泉	12:09	13:46	14:43	14:45
青柳内科医院	12:10	13:45	14:44	14:46
岡枝北	12:11	13:46	14:45	14:47
岡枝南	12:12	13:47	14:46	14:48
上市	12:13	13:48	14:47	14:49
田部(旧道)	12:14	13:49	14:48	14:50
あめやまクリニック	12:15	13:50	14:49	14:51
田部	12:17	13:52	14:51	14:53
田部	12:18	13:53	14:52	14:54
岡枝	12:19	13:54	14:53	14:55
バスターミナル	12:21	13:56	14:55	14:57

*第3便は土曜日は運行しない。

停留所	1便	3便	4便	
バスターミナル	7:39	14:17	10:38	16:09
岡枝	7:41	14:19	10:40	16:11
田部	7:43	14:21	10:42	16:13
あめやまクリニック	7:45	14:23	10:44	16:15
田部(旧道)	7:46	14:24	10:45	16:16
上市	7:47	14:25	10:46	16:17
岡枝南	7:48	14:26	10:47	16:18
岡枝北	7:49	14:27	10:48	16:19
青柳内科医院	7:50	14:28	10:49	16:20
きくがわ温泉	7:51	14:29	10:50	16:21
岡枝郵便局前	7:52	14:30	10:52	16:23
小出	7:53	14:31	10:54	16:25
坂の上どろ仏前	7:55	14:33	10:55	16:26
茶屋川公会堂	7:58	14:36	10:56	16:27
菰ヶ台公会堂	8:01	14:39	10:57	16:28
自然活用村入口	8:03	14:41	10:58	16:29
上諏訪公会堂	8:04	14:42	11:02	16:33
貴飯口	8:05	14:43	11:03	16:34
新藤内畑	8:07	14:45	11:05	16:36
寺門前	8:08	14:46	11:06	16:37
大迫名水	8:09	14:47	11:07	16:38
大藤公会堂	8:11	14:49	11:09	16:40
大藤	8:12	14:50	11:10	16:41
大藤公会堂	8:13	14:51	11:12	16:43
藤内畑	8:16	14:54	11:14	16:45
印内公会堂	8:18	14:56	11:16	16:47
下貴飯	8:19	14:57	11:17	16:48
中の田公会堂	8:21	14:59	11:18	16:49
寺門前	8:22	15:00	11:20	16:51
岡田	8:23	15:01	11:21	16:52
樽崎	8:25	15:03	11:23	16:54
台	8:26	15:04	11:24	16:55
岡枝小学校前	8:30	15:08	11:25	16:56
植松公会堂	8:31	15:09	11:27	16:58
新植松	8:32	15:10	11:30	17:01
JA菊川町支所	8:33	15:11	11:33	17:04
菊川中学校前	8:35	15:13	11:35	17:06
道の駅きくがわ	8:37	15:15	11:36	17:07
きくがわ温泉	8:39	15:17	11:37	17:08
青柳内科医院	8:40	15:18	11:38	17:09
岡枝北	8:41	15:19	11:39	17:10
岡枝南	8:42	15:20	11:40	17:11
上市	8:43	15:21	11:41	17:12
田部(旧道)	8:44	15:22	11:42	17:13
あめやまクリニック	8:45	15:23	11:43	17:14
田部	8:47	15:25	11:45	17:16
田部	8:48	15:26	11:46	17:17
岡枝	8:49	15:27	11:47	17:18
バスターミナル	8:51	15:29	11:49	17:20

縦ノ木・保木線(予約バス)

出発標準時刻	1便	2便	3便	4便
縦ノ木出発参考時刻	7:30	9:30	12:30	16:00
予約締切時刻	前日	当日	当日	当日
	17:00	7:30	10:30	14:00

*第4便は土曜日は運行しない。
※縦ノ木・保木線は予約制の運行となっています。利用を希望される方は、予約締切時刻までに必ず予約してください。予約が無い場合は運行いたしませんのでご注意ください。なお、豊東小学校登校日に限り、1便の予約を当日午前6時45分まで受付いたします。

受付電話番号

(受付時間:8:30~17:00)
下関市内の固定電話・公共電話からは
0120-874-302
下関外へ携帯電話・PHSからは
083-287-4312

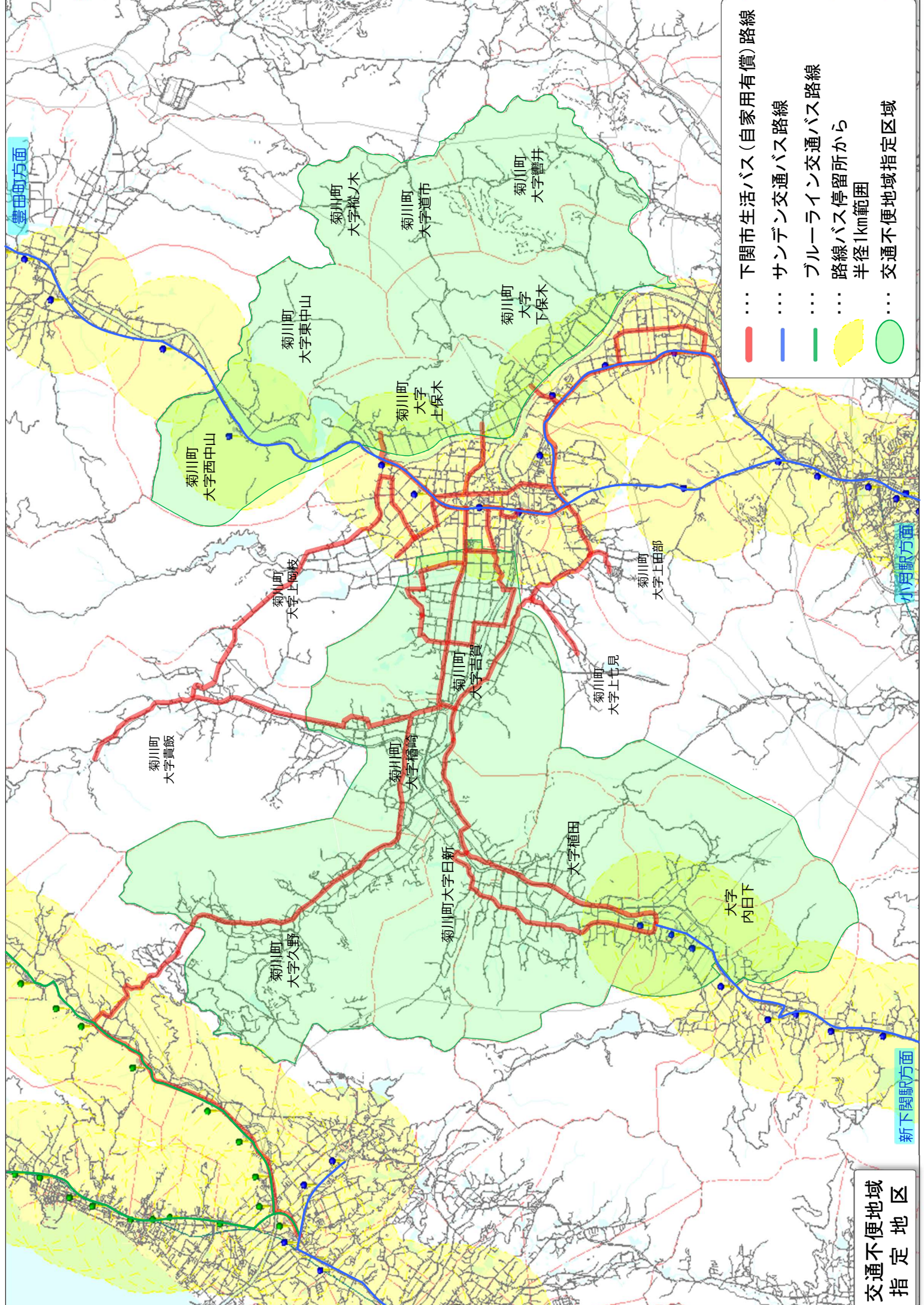
停留所	1便	2便
バスターミナル	6:41	9:02
岡枝	6:43	9:04
田部	6:45	9:05
あめやまクリニック	6:47	9:08
田部(旧道)	6:48	9:09
上市	6:49	9:10
岡枝南	6:50	9:11
岡枝北	6:51	9:12
青柳内科医院	6:52	9:13
きくがわ温泉	6:53	9:14
岡枝	6:55	9:16
田部	6:57	9:18
なごみクリニック	6:59	9:22
ふれあいプラザ	7:00	9:23
グリーンセンター	7:01	9:25
グリーンパーク	7:02	9:26
法輪寺前	7:07	9:27
七見	7:05	9:29
竜王公会堂	7:08	9:32
快友寺前	7:07	9:34
長州酒造前	7:09	9:37
樽崎	7:10	9:38
台	7:12	9:39
台下	7:13	9:40
竜王	7:15	9:42
沖合	7:17	9:43
菊川中学校前	7:19	9:44
道の駅きくがわ	7:21	9:45
きくがわ温泉	7:23	9:47
青柳内科医院	7:24	9:48
岡枝北	7:25	9:49
岡枝南	7:26	9:50
上市	7:27	9:51
田部(旧道)	7:28	9:52
あめやまクリニック	7:29	9:53
田部	7:31	9:55
田部	7:32	9:56
岡枝	7:33	9:57
バスターミナル	7:35	9:59

*第1便は土曜日は運行しない。

停留所	1便	2便	3便	4便
バスターミナル	7:11	10:18	12:29	14:19
岡枝	7:13	10:20	12:31	14:21
田部	7:14	10:21	12:32	14:22
田部	7:15	10:22	12:33	14:23
あめやまクリニック	7:17	10:24	12:35	14:25
田部(旧道)	7:18	10:25	12:36	14:26
上市	7:19	10:26	12:37	14:27
岡枝南	7:20	10:27	12:38	14:28
岡枝北	7:21	10:28	12:39	14:29
青柳内科医院	7:22	10:29	12:40	14:30
きくがわ温泉	7:23	10:30	12:41	14:31
菊川中学校前	7:25	10:32	12:43	14:33
道の駅きくがわ	7:27	10:34	12:45	14:35
JA菊川町支所	—	10:35	12:46	14:36
植松	7:28	10:36	12:47	14:37
宮の馬場	7:29	10:37	12:48	14:38
台	7:30	10:38	12:49	14:39
樽崎	7:31	10:39	12:50	14:40
岡田	7:33	10:41	12:52	14:42
樽崎小学校前	7:34	10:42	12:53	14:43
妻月	7:35	10:43	12:54	14:44
宗清	7:36	10:44	12:55	14:45
屋敷	7:37	10:45	12:56	14:46
中村	7:38	10:46	12:57	14:47
上久野	7:40	10:48	12:59	14:49
多々良	7:41	10:49	13:00	14:50
クスの森	7:43	10:51	13:02	14:52
浜井場	7:44	10:52	13:03	14:53
山下	7:45	10:53	13:04	14:54
上坪	7:47	10:55	13:06	14:56
中坪	7:48	10:56	13:07	14:57
川柳小学校前	7:49	10:57	13:08	14:58
みゆき橋	7:50	10:58	13:09	14:59
ゆめマート川柳駅前	7:51	10:59	13:10	15:00
川柳駅前	7:52	11:00	13:11	15:01

菊川・豊浦線 (川柳行き)

停留所	1便	2便	3便	4便
川柳駅前	8:10	11:15	13:18	15:09
ゆめマート川柳駅前	8:11	11:16	13:19	15:10
みゆき橋	8:12	11:17	13:20	15:11
川柳小学校前	8:13	11:18	13:21	15:12
中坪	8:14	11:19	13:22	15:13
上坪	8:15	11:20	13:23	15:14
山下	8:17	11:22	13:25	15:16
浜井場	8:18	11:23	13:26	15:17
クスの森	8:19	11:24	13:27	15:18
多々良				



- 下関市生活バス (自家用有償) 路線
- サンデューン交通バス路線
- ブルーライン交通バス路線
- 路線バス停留所から半径1km範囲
- 交通不便地域指定区域

交通不便地域
指定区域

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	167,629
交通不便地域等	30,906

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
25,065	旧豊田町全域・旧豊北町全域・旧豊浦町全域(ただし、山村振興法の地区は除く)	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
3,677	旧豊田町(西市町、殿居村)旧豊北町(田耕村・宇賀村)	山村振興法に基づく振興山村地域
156	六連島・蓋井島	離島振興法
2,008	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下関市地域公共交通網形成計画	平成 30年 3月 30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
及び、山村振興法に基づく振興山村地域



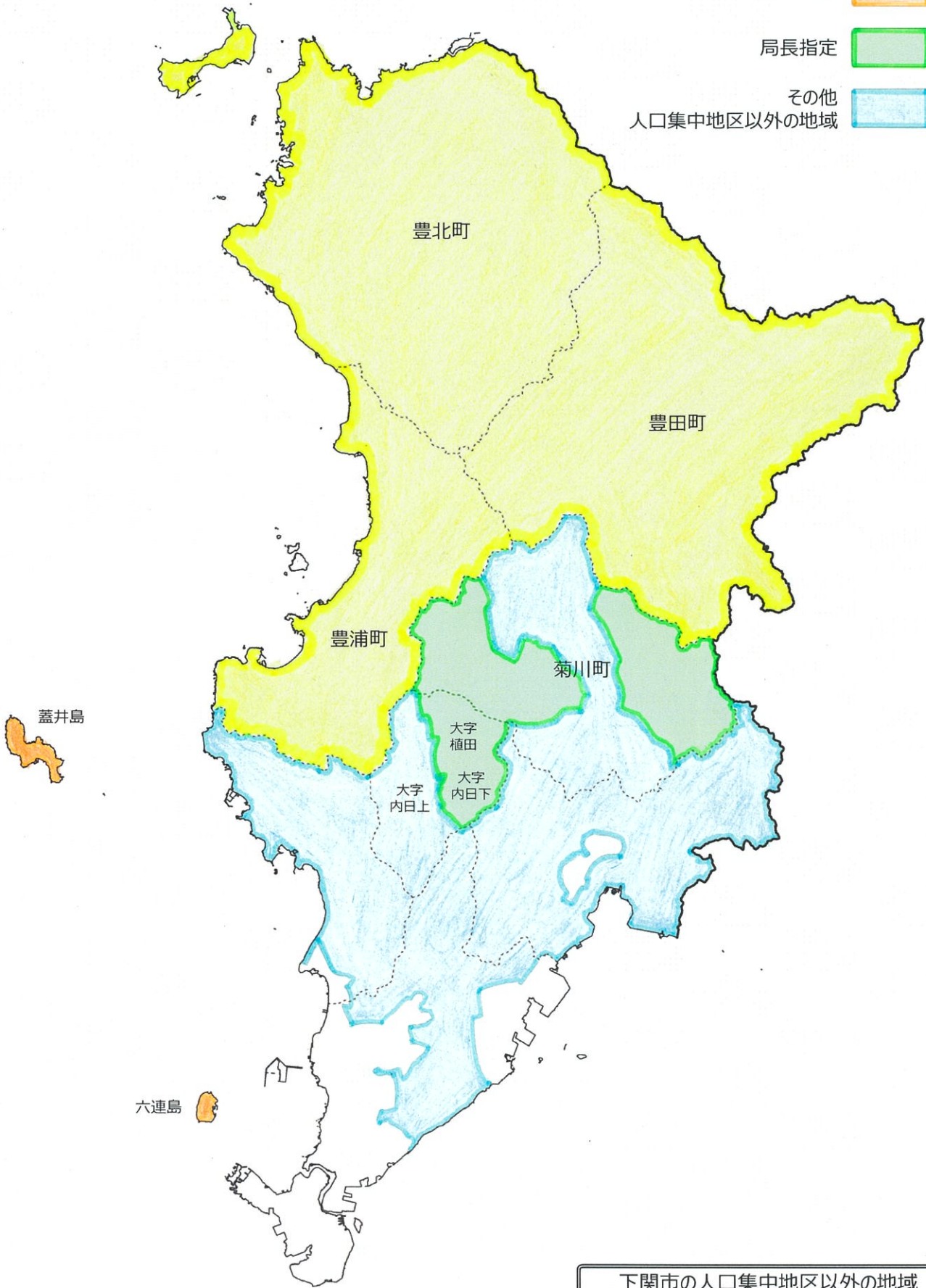
離島振興法



局長指定



その他
人口集中地区以外の地域



下関市の人口集中地区以外の地域
及び交通不便地域

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法定協議会 構成 員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入
	<p>第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</p> <p>二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</p>	下関市
	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和4年6月6日 国総地第23号 国総バ第58号 国自旅第67号 国自技環第26号）</p> <p>第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村</p> <p>二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等</p> <p>三 地方運輸局又は地方航空局</p> <p>四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者</p> <p>第3条第2項 関係する都道府県及び市区町村【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】</p>	下関市 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 下関警察署、下関市連合自治会、社会福祉協議会、下関商工会議所、下関市立大学 山口県観光スポーツ文化部
	<p>※関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。</p> <p>※法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。</p> <p>※法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。</p>	

URL:		
運行 費 補 助	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）</p> <p>第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 二 地域公共交通計画の区域 三 地域公共交通計画の目標 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項 六 計画期間 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和4年6月6日 国総地第23号 国総バ第58号 国自旅第67号 国自技環第26号）</p> <p>第7条第1項 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における</p> <p>第17条第1項 次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 	<p>記載箇所</p> <p>P3～6 P14～30 P83～87 P37～82 P87 P40</p> <p>運行費補助を受けようとする系統</p> <p>表1のとおり</p> <p>追補版P1～5 追補版P6 追補版P7 追補版P8</p>
	<p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 貨客混載導入経費国庫補助金</p> <p>※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			運送継続特例措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				関連市町村との調整	記載箇所	
			起点	経由地	終点		運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)			
下関市	下関市	(1) 奎路子線	下奎路子 下八道 鹿子・鹿田				区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 鹿居ほか8停留所 ・フルーライン交通(備前線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(2) 一の俣線	一ノ俣 上坪石 秋葉・稲真				区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 荒木温泉ほか8停留所 ・フルーライン交通(備前線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(3) 今出線	今出 台				区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 石柱坂口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(4) 一の瀬線	日高線				区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 阿座上りほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(5) 縦ノ木・保木線	中山 保木 豊井				区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 阿座、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(6) 内日・田部循環線	バス ターミナル	バス ターミナル			路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ : 内日・田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)	③		追補版P7	
		(7)											追補版P7
		(8)											追補版P7
		(9)											追補版P7

(注) 運送予定者が協議会構成員になっているか確認ください。

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 補助を受けようとする地域内ライダー系統が複数の市町に跨がる場合、関連する自治体との調整状況を記載すること。